

清末就地正法考

鈴木秀光

はじめに

清代の司法制度において犯罪者に死刑を科す場合、官僚制末端の州・県から順次審理を繰り返し、省の長官である督撫（総督・巡撫）が専案で上奏し、刑部あるいは三法司が審査した後、皇帝の裁可により執行された。しかしこうした慎重な手続による死刑が行われる一方で、皇帝の裁可を待たずに執行する死刑も存在した。清末に広く行われた「就地正法」もその一つである。⁽¹⁾

就地正法の原義は「その場で死刑にする」という意味に過ぎず、その用語は少なくとも清代中期には史料上で確認できる。⁽²⁾ところが清末になると、就地正法は特定の内容を持つ手続用語として用いられるようになった。

例えば『清史稿』刑法志には就地正法に関する一段が設けられ、「先行して死刑にし、その後上奏して報告〔先行正法、然後奏聞〕」する方法として、その経緯につき簡単に言及する。⁽³⁾それによると、太平天国期の咸豐三（一八五三）年以来行われた就地正法は、督撫が簡便な手法として撤廃に反対する一方、刑部が旧制に戻すことを主張し、そ

の妥協の産物として光緒八（一八八二）年に就地正法を一部容認する章程が制定されたとする。さて先行研究に目を向けると、専論を含めいくつかの研究が存在する。⁽⁴⁾

まず滋賀秀三氏や張偉仁氏は、道光二十八（一八四八）年の諭旨により雲南省で暫定的に認められた就地正法を紹介する。そして李貴連氏および谷井俊仁氏・張氏は、咸豐三（一八五三）年の諭旨により就地正法が全国的に実施されるようになったとする。また李氏は、光緒八（一八八二）年の章程の制定経緯につき詳しく検討する。以上の諸研究は清末の就地正法を主として諭旨や章程などの規定より考察するもので、主に就地正法をめぐる中央と地方の関係を解明することに寄与した。

邱遠猷氏は、太平天国期における就地正法の事後報告の上奏を広範に検討することで就地正法の対象や適用範囲を解明した。氏の研究は当時の実務を主な検討対象としており、この点において他の研究と一線を画す。しかしその趣旨から推察できるように、省内手続等の検討は十分に行われていない。

以上先行研究を概観してみると、諭旨や章程からの考察であれ、事後報告の上奏からの考察であれ、基本的に就地正法を中央と地方の関係において解説するに止まり、省内でどのような手續が行われたか、そこではなぜ就地正法が必要とされたかなど、省内実務からの考察は十分に行われていないことが分かる。

そこで本稿では、清末に行われた就地正法を章程などが制定された背景や省内実務から考察する。以下、歴史的展開に沿って、第一章では道光末年の就地正法を検討する。第一節では道光二十八年諭旨とその実務を、第二節では解審の免除とそこにおける就地正法の位置を考察する。第二章では咸豐期の就地正法を検討する。第一節では咸豐三年諭旨を、第二節では実務の一例として湖南省の対応を紹介する。第三章では同治・光緒期の就地正法を検討する。第

一節では光緒八年議准と各省の対応を検討し、第二節では当時の実務の諸相を紹介する。

一 道光末年の就地正法

1. 道光二十八年諭旨とその実務

就地正法が特定の内容を持つ手続用語として登場するのは、先行研究が明らかにするように道光二十八（一八四八）年の諭旨からである。同年九月十一日の諭旨は次の通り。⁽⁵⁾

前に林則徐の「迤西の匪犯を捜査して捕縛した場合、審明して直ちに処刑し、省への解審を不要とするよう請う」という上奏を受け、刑部に下して検討して覆奏させた。ここに刑部が「雲南の迤西一帯は辺隅に位置する。そこで今後該地方では、尋常の命盜各案は例に按じて処理する外、もし党羽の人数が多い匪犯であれば、該管の道・府に批解し、審明して移文を交わし、按察使が詳文で報告し、督撫が検討して裁可した後で就地正法にすることを許し、以って兇頑を戒めるべきである。並びに年限を酌定することを請う」と検討内容を上奏してきた。該処は軍務がようやく終結したところであり、余匪はまさに厳しく処罰すべきである。そこで五年の年限を与え、年限に至つたら例に照らして督撫が親提し、審明して題本で上奏することを命じ、以って制限を示し、画一を明らかにせよ。

〔前掲林則徐奏「查拏迤西匪犯、請審明立時懲辦、毋庸解省審転」、当交刑部議奏。茲拵該部查覈具奏「雲南迤西一帶、界在邊隅。嗣後該地方、除尋常命盜各案、仍按例辦理外、如有党羽衆多匪犯、准其批解該管道・府、於

審明移交臬司具詳、督撫覆准後、就地止法、以警兇頑。並請酌定年限」等語。該處軍務甫竣、余匪正當嚴辦。著即予限五年、俟限滿後、仍照例由督撫親提審明題奏、以示限制而昭画一。」

ここで規定する内容は、雲南の迤西地方における党与多数の匪犯につき、道・府まで解審⁽⁶⁾し、その先は書面による審査を行い、督撫が裁可して死刑にすることを五年に限り認めるというものである。

この諭旨にある林則徐の奏請とは同年六月十三日の片摺を指す⁽⁷⁾。そこでは手続を次のように提案する。

近くの道・府に批解し、審理して明確にし、道から按察使に移文で明らかにし、督撫に詳文で報告し、情罪が確かに妥当であると明らかにしたら、直ちに督撫から該処に駐在する提・鎮に咨文で伝え、恭請王命として就地正法にすることを許可するよう提案する。

〔擬即准其就近批解道府、審勘明確、由道移明臬司、具詳督撫、覈明情罪果屬允當、即由臣等咨行該處駐紮之提鎮、恭請王命、就地正法。〕

ここより林則徐が奏請する就地正法とは、提督や総兵が王命旗牌を所持していることに着目し、省都への解審を免除して現地に駐在する提督や総兵に恭請王命をさせる方法であったことが分かる⁽⁸⁾。

そして提案の背景には省都までの解審の困難が存在した。林則徐は片摺の別の箇所で雲南省の解審について次のよう述べる。

雲南省で從來解犯する場合、さまざまな苦勞があつた。①重犯一名を省都に移送するために、道々の囚籠を担ぐ人夫や派遣する差役と兵丁の飯食は、地方官が捻出しないものはない。…地方官にとって、重犯を移送して省都に至らしめることから審明して処理するまで、既に捻出する苦勞の多さに堪え難いにもかかわらず、②もし省都

で供述を翻したことにより、往復して駁審し、或いは原審官を省都に召喚して一緒に覆訊させれば、州県は一犯を処理するために、何ヶ月も何年も奔走し外に居て回任できない場合がある。かつこの種の匪犯は、解省後に傍証無きを持んで、とりわけ狡猾にも供述を翻しやすいだけでなく、③その移送途中においても、そもそも馴伏させ難い。人より体力が勝っていることにより、手枷・足枷をねじ切り、木籠をへし折つてしまふが、これらは皆若輩の慣技である。④甚だしきは、道の辺鄙な所や分かれ道で、匪党が密かに人数を集めて強奪を謀ることがある。もし兵役が敵わず殺傷された場合、要犯は強奪されてしまう。

〔滇省向來解犯、種種受累。凡重犯一名到省、沿途囚籠擡夫及簽派差役兵丁飯食、無非地方官賄墊。：地方官自起解重犯到省、以迄審明解決、已不勝賄累之多、設有在省翻供、往還駁審、或調原審官到省隨同覆訊、則州縣因辦理一犯、而累月經年奔馳羈滯不得回任者有之。且此種匪犯、不特於解省後、持無旁証、最易狡翻、即其起解在途、先已難於馴伏。緣有過人膂力、扭斷鐐銬、攀折木籠、皆為若輩慣技。甚至路僻徑岐之處、其匪黨暗聚多人潛謀劫奪。若兵役力不相敵致被殺傷、遂將要犯劫去。〕

〔こゝでは解審の困難として①解審費用、②翻異による審理長期化、③疎脱、④劫囚を挙げる。そして、将来の各属における捕縛の要務は一刻も緩めることはできない。しかし緩めないように責任を持たせるには、ます苦勞を免らしめるべきである。

〔将来各属緝捕要務、竟無一刻可任放鬆。然欲責其不鬆、先須使之免累。〕

という見地から今回の奏請を行っている。従つてここでの就地正法は、省都への解審を免除してその困難を緩和することが目的であった。

なお林則徐の事後報告の奏摺を見ると、道光二十八（一八四八）年十一月二十二日の奏摺には「先に上奏した就地正法章程に照らして…恭請王命とし、池項才保・羅伍沅両犯を先行して死刑にした〔查照前奏就地正法章程…恭請王命、將池項才保・羅伍沅両犯、先行正法〕」⁽⁹⁾とあるが、同年十月二十四日の奏摺には「〔先任の総督李星沅が緬寧厅と雲州の軍務を処理した際に就地正法とした事例〕」に照らして…罪の凌遲・斬梶とすべき犯罪者を恭請王命にして直ちに死刑にした〔查照『前督臣李星沅原辦緬・雲軍務就地正法之案』…將罪応凌遲斬梶之犯、恭請王命、即行正法〕」⁽¹⁰⁾とある。ここより、林則徐は諭旨を受ける以前に権宜的に就地正法を行ったこと、また彼の提案は先任の総督李星沅の事例を援用したものであることが分かる。⁽¹¹⁾

それでは当時の就地正法の実務はどのようなものであったか。就地正法の事後報告である上記十一月二十二日の奏摺を検討しよう。⁽¹²⁾

まず督撫に案件がもたらされるまでの過程であるが、

署鄧川州知州の湯師淇と署該州吏目の胡紹曾が、…先後して賊犯池項才保…等十九名を捕縛し、稟文で報告してきた。大理府知府唐惇培に対して府へ連行するよう批飭し、委員等を率いて尋問させた…。楊黒皮一名が…病氣で死亡した外、池項才保等十八名は、移送して迤西道の王堯越が親勘して、移文で按察使に報告した。ここに雲南按察使の普泰が審査して詳文で報告し、上奏することを請うてきた。

〔署拵鄧川州知州湯師淇・署該州吏目胡紹曾…先後拵獲賊犯池項才保…等十九名、稟經批飭大理府知府唐惇培提郡、督同委員等訊…。除楊黒皮一名…病故外、其池項才保等十八名、解由迤西道王堯越勘転移司、茲拵雲南按察使普泰覈詳請奏前來。〕

とある。

最初に知州らが犯罪者を捕縛して稟文で督撫に報告する。この稟は督撫が府に批飭していることから考えて通稟かと思われる。従ってこれは命盜案件で必要とされる予備的報告としての「通詳」や「通稟」と同性質のものであろう。⁽¹³⁾そして督撫の批飭を受けた府が委員を率いて訊問し、さらに道へ解審する。この事件が発生した鄧川州は大理府属の一州であり、もし順次解審するならば鄧川州→大理府→按察司→督撫となる。⁽¹⁴⁾従って府から道に解審する段階で就地正法を前提とした実務になつていることが分かる。

道の親勘後はすべて書面による審査となる。道から按察司へは移文、按察司から督撫へは詳文により案件がもたらされている。

一方、督撫が皇帝へ事後報告する内容であるが、

臣らが再度審査するに、：池項才保と羅伍沅は：均しく「財物を搶奪するに、聚めて十人以上に至り、あるいは武器を持ち、強を恃んでほしいままに掠め、果して兇暴なこと衆より抜きんでてているという情事がある場合は、糧船水手の例に照らして定擬する」、「糧船水手の一党が十人以上で、武器を持って搶奪したら、首犯は強盜律に照らして治罪する」、「強盜のすでに行ない、ただ財を得たる場合は斬とする」の律に依り、斬立決に定擬する。：羅阿映は「罪を犯して拒捕し、捕える人を殺した場合は斬監候にする」の律に依り、斬監候に定擬する。：羅阿映一犯は請旨即行正法とする。

（臣等覆加査覈：池項才保・羅伍沅：均合依「搶奪財物、聚至十人以上、執持器械、倚強肆掠、果有兇暴衆著情事者、照糧船水手之例定擬」、「糧船水手、夥衆十人以上、持械搶奪、為首照強盜律治罪」、「強盜已行、但得財者

斬」律、擬斬立決。：羅阿映、合依「犯罪拒捕、殺所捕人者斬監候」律、擬斬監候。：応將羅阿映一犯、請旨即行正法。」

とあるように、律例により定擬を行い、その上で上述のように章程に照らして死刑を執行したことを報告する。従つてここでの就地正法は律例で定擬した上で用いる死刑の執行方法であった。

なお斬監候と定擬して請旨即行正法とするように奏請された羅阿映以下の各犯に関して、「余犯の羅阿映らは迤西の各監にそれぞれ収容し、部覆が到る日を待ち、分別して処理する〔余犯羅阿映等、分寄迤西各監、聽候部覆到日、分別辦理〕」とあり、彼らもまた省都へ解審されなかつたことが確認できる。林則徐が奏請で掲げる省都までの解審の困難は同一案件であれば刑罰や執行方法にかかわりなく同様であるが、就地正法を行う場合、その対象となる犯罪者以外も省都への解審を免除する変更があり、その意味で章程の採用は案件処理実務全体に影響を及ぼしたことは注意を要する。

以上、道光二十八年諭旨により定められた就地正法は、奏請の背景のみならず案件の処理実務から見ても、省都までの解審の免除を主眼としていたことが確認できる。それではこうした解審免除は、清代司法制度の中でどのように位置付けられていたか。以下、道光末年までの解審免除について概観し、そこにおける就地正法の位置を明らかにする。

2. 解審免除と就地正法

清代の司法制度には、死刑の場合は督撫まで、流刑や充軍では按察使まで、徒刑では府まで解審するという原則が存在した。⁽¹⁶⁾

他方、特定の場合に解審を一定程度免除あるいは変更することも行われた。⁽¹⁷⁾

その初期の事例は、乾隆八（一七四三）年に「婦女犯罪」律の条例として制定された、徒に擬せられ収贖する婦女の解審の一例免除である。⁽¹⁸⁾この条例が制定される契機となつた湖南巡撫の条奏を見ると、「審明後に更に院・司に移送すれば、長距離の往復や移送後の虐待が可哀想である〔既經審明之後、復解院司、長途之往返堪憐、解後之凌虐可憐〕」とある。また条奏内容を検討する刑部も「詳審して明確にした上になお府や省に移送し、差役から虐待を受け、道中に疲れさせることは、殊に情理にあらず〔業經詳審明確、猶復解府解省、以致差役凌虐、困頓道途、殊非情理〕」と述べる。従つてここで免除は犯罪者である婦女に対する人道的措置と考えられる。⁽¹⁹⁾

これに対して道光期の解審免除や変更では官側の事情が前面に押し出される。

例えば遠隔地の軍流犯および人命徒犯の按察司への解審を免除し道へ解審させることが道光六（一八二六）年の「有司決囚等第」律の条例で定められた。この条例が制定される発端となつた江西省に関する道光元（一八二一）年の兩江總督の奏請では、

南安・贛州・寧都の三府州では、近年案牘が多くなつてゐる。…その理由は、犯罪者を司に解審する成例が案件

の速決や犯罪者の処罰をできなくしているからである。

〔南・贛・寧三府州地方、近年案牘滋繁。：其故皆由於人犯解司之成例、不能遇案速結有犯必懲也。〕

として、翻異などで事件関係者が迷惑を被り、その結果審理が長期化することや「此人証枉受拖累、而要案所以不能速決也」、解審費用の不足により地方官が捕務や審理を真剣に行わないことに言及する〔此州県重慮暗撃、而公事所以不能認真也〕。そして、

法を執つて奸惡を懲らしめることを望むならば、必ず先に有司の為に費用を省かなければならない。成例に拘泥して患を残すよりは、時勢に按じて宜しきを図る方がよい。

〔欲執法以懲奸、必得先為有司省費。与其拘成例而貽患、孰若按時勢而制宜〕。

という見地から、三府州の軍流犯および人命徒犯の解審先変更を奏請する⁽²¹⁾。

また道光十三（一八三三）年には、窃盜などの軍流犯の省都への解審免除を規定する「有司決囚等第」律の条例が制定された⁽²²⁾。この条例制定の発端となつた道光七（一八二七）年の護理山東巡撫の上奏では、山東省で窃盜が多いため捕縛に力を入れていることに言及した上で、次のように述べる。

ただ捕縛した各犯の多くは積賊・巨窩であり、罪は軍流・發遣に相当する。そして各州県が發遣・軍流一犯を処理するため、司に移送して審転してから審理が終了して発回するまでかかる費用は少なくない。省都から近い所では犯罪者一名に五、六十両かかり、遠い所は百両程度である。平時は案件や犯罪者が少ないため無理をして対応できるも、今は案件や犯罪者が多いため対応することが困難になつていて。努力しても対応できないとなれば、捕縛した場合は事件を矮小化することを免れず、捕縛していない場合は故意に捕縛しないことになる。

〔惟是所獲各犯、多係積賊巨窩、罪應軍流遣戍。而各州縣每辦一遣軍流犯、自解司審転以及審明發回、需費不少。其距省近者、每人犯一名、約賄銀五六十兩、遠則百余兩不等。平時案簡犯稀、尚可勉強設措、今則案多犯衆、實屬難以支持。至於力有不能、則已獲者難免化大為小、未獲者或竟縱之不拏。〕

ここでもまた解審費用の不足により捕務や審理を真剣に行わないことを指摘する。そして「解審の費用は別に捻出することができない〔惟解費一項、別無可籌目〕」ことから、「整飭の中に変通の方法を斟酌して、費用を節約して事を行い易くすることを図る必要がある〔計惟於整飭之中、參以變通之法、俾費可節而事易行〕」として、窃盜などの軍流犯の省都への解審免除を奏請している。

ところで上級官庁での翻異などで「承問官は犯供が一致しないことにより、罪名の出入に関係することなので、関係者や証人を召喚して審理せざるをえない〔承問官因犯供不符、罪名出入攸關、勢不能不酌提人証質審〕」ことは、慎重な審理を期すためには不可避となる。そしてそれに伴う困難は、

一たび翻異されれば、(州県官は) 証人を召還して移送し審理を受けさせる。…この輩は罪無くして巻き添えになつてゐるので、家が豊かでなければ、路銀を援助し差役を派遣して護送しなければならない。こうしてはじめて護送の途中で隠れたり、審理に臨んで密かに戻ってしまうことを避けられるのである。

〔迨一經翻異、提証解質。：此輩無罪牽連、家非殷実、亦必酌對盤費、撥役護送。方免半途避匿、臨審潛回。〕

とあるように、相応の費用が確保できれば一定程度緩和可能であった。ところが解審費用は潤沢な予算が確保されていたものではなく、各州県が何らかの形で捻出すべきものとされた。⁽²⁶⁾そのため、「平時は案件や犯罪者が少ないため無理をして対応できるも、今は案件や犯罪者が多いため対応することが困難になっている」。そしてそれは、例えば

護理山東巡撫の奏請の裁可を受けて四川總督がその援用を奏請し、それを刑部が検討する中で、

近來、積匪・猾賊が社会に害をなす案件は日に日に多くなり、ただ四川省だけではない。もし成例に拘泥して解審を行わせれば、移送の往復で拖累が多く、長距離の移送により疎脱の心配もあり、甚だしきは州県が解審費用の欠損を恐れて次々と隠蔽して処理しないことがある。

〔近來積匪猾賊為害閩閩之案、日漸繁多、不獨四川一省為然。若必拘泥成例責令招解、不特往復查伝、拖累不少、抑且長途僉遞、疏脫堪虞、甚至有州縣虛恐解費暗累、相率而諱匿不辦者。〕

という見解が示されるように、⁽²⁷⁾ 当時、全国で普遍的に見られる現象であった。

従つて道光期には、主に解審費用の不足により特定犯罪の増加に従来の解審制度が対応しきれなくなり、まさにそのような解審の困難の緩和が省都への解審免除や解審先変更の目的となっていた。⁽²⁸⁾ そしてそれは、乾隆期の解審免除と比較した時、道光期に至つて顕著になつたと考えられる。

こうした状況下、道光二十四（一八四四）年以降、閩浙總督劉韻珂により死刑を含む盜案での督撫への解審免除の奏請が繰り返される。

最初の奏請で閩浙總督は、両省の解審に関して、

福建・浙江兩省では、盜案はすべて省都に解審して審理する。各属の省都までの距離は一様ではなく、遠隔地は数百里から千余里であり、また川や海、高山や急流といった障害もある。①何十日何ヶ月も困難な道中であれば疎脱が起こりやすい。②移送兵役の食費や人夫や車馬船舶の費用も莫大である。③しかも各衙門が審理するに、一案毎にややもすれば数ヶ月、甚だしきは一年以上かかり、直ちには結案できない。④ましてや各犯を審明後に

省都で死刑にすると、犯罪発生地方では各犯が処刑される慘たらしさを目撃することはなく、耳目をそばだたせ愚頑を驚かせるに足りない。

〔閩・浙兩省、盜案均須解省訊鞫。各屬離省遠近不一、寫遠之處、相距數百里或千余里、又有長江大海高山險灘之阻。經旬累月、跋涉道路、易致疎脫。護解兵役所需飯食、夫馬舟車各費、為數不貲。而各衙門節節審勘、每辦一案、動至數月、甚即遲至年余、非一時所能結案。矧各犯審明後、即在省垣正法、犯事地方並未目睹各犯受刑之慘、不足聳觀聽而驚愚頑。〕

と述べ、その困難を①疎脱、②解審費用、③審理長期化、④刑罰効果という四点から説明する。そして「省都に解審して審理し、いたずらに時間をかけるよりは、現地で審理して処罰し、戒めに資するほうがよい〔与其提省審訊、徒致稽延、不若就地究辦、可資懲創〕」という見地から、省都以外の盜案での解審は府までとし、それ以上は詳文で処理するよう奏請した。⁽²⁹⁾ 従つてこの奏請も、上述の道光期における解審免除などと同様、盜案という特定案件の処理において従来の解審方法では充分に対応できないため、省都への解審を免除して困難の緩和を図ることを目的とした。

この奏請が死刑案件において督撫まで解審する定例と合わないことを理由に刑部の議駁を受けて却下された劉韻珂は、洋盜案件では議駁内容を考慮する必要がないとして、洋盜案件について先に提案した方法で処理するよう再度奏請した。⁽³⁰⁾ しかしこれもまた定例に合わないという刑部の議駁を受けて却下された。

道光二十七（一八四七）の三度目の奏請では、同年三月に興化・泉州二府に赴き斬梶犯を現地で恭請王命とし、こうした現地限りで処理する方法が有効であったという経験を踏まえ、泉州府属の洋盜犯一五〇余名について府に集めて委員に親勘させ、府からは順次書面による覆審を行い、総督の覆審後、按察使に令箭を授与して泉州に派遣しさら

に再度親勘させた上で斬梶犯を現地で処刑することを提案した。これは最終段階で按察使に令箭を授与して派遣し再度親勘させるものの、それ以前の奏請と同様、督撫への解審を免除する方法であった。⁽³¹⁾

この奏請に対して刑部は、一方で定例に合わないとする立場から議駁したが、他方でそれを伝える部咨を劉韻珂が受け取った段階では既に実行に移されている可能性があるため、今回限りという限定付きで容認すべきかどうかを皇帝の判断に委ねた。⁽³²⁾ そしてそれは皇帝により容認されたと考えられる。

翌道光二十八（一八四八）年、林則徐が就地正法を奏請した際、その検討を命じられた刑部は、奏請を採用するよう提案する理由について、

総督らの上奏するところは、地方を安寧にするためであるので、例文に拘泥して牽制することは望ましくない。

その上、昨年の福建省の洋盜を捕縛したことと報告する一案では、上奏して裁可されているが、そこでは、按察使が再度審理することとし、今後援用して例としないこととした。思うにこれは、刑罰を慎重にする中に均衡を求める意を遇したものであり、今回も倣つて処理すべきであろう。

〔該督等所奏、係為綏^マ請地方起見、未便拘泥例文、致令有所牽制。且上年福建省報獲洋盜一案、曾經奏推^マ、即由臬司覆勤、嗣後不得援以為例。蓋於慎刑之中、仍寓權衡之意、似可仿照辦理。〕

と述べる。ここに「上奏して裁可された」として言及する「昨年の福建省の洋盜を捕縛したことを報告する一案」とは、前年に劉韻珂が奏請した上記事例を指すと考えられる。ここより林則徐奏請が採用された背景には、劉韻珂が奏請する省都への解審免除が前年に皇帝によって容認されたという事実が存在していたことが分かる。

従つて道光末年の就地正法は、道光期における解審制度変更の一環として位置付けられるものであった。そしてそ

れは、従来の解審制度が案件処理に充分に対応できなくなる状況下で、解審の困難を緩和するために、特定の犯罪者を首都へ解審せず死刑にする方法として創出された。

二 咸豐期の就地正法

1. 咸豐三年諭旨

道光二十八（一八四八）年の就地正法章程は、雲南の迤西地方で五年に限り認めるものであった。そしてそれは咸豐三（一八五三）年の段階でなお行われていたことが史料上で確認できる。⁽³⁴⁾しかし他方で道光三十（一八五〇）年から太平天国が始まると、中国各地で太平天国軍のみならずそれに乗じて多発する匪賊による強盗などにも対処しなければならなくなり、その結果、恭請王命や「先行正法」などが頻繁に行われるようになつた。⁽³⁵⁾

邱氏は太平天国勃発前後のこうした「先行正法」や恭請王命などを例に挙げ、それを就地正法の制の始まりとする。⁽³⁶⁾道光末年の就地正法を考えれば始点をここに求める議論は頷首できないにせよ、この時期、恭請王命や「先行正法」が頻繁に行われ、それらが時に現地で死刑にする点に着目して「就地正法」と呼ばれたことは、氏が言及する史料を見ても間違いない。

李氏は北京大学所蔵の『刑部奏案』に収録される咸豐三（一八五三）年三月十三日の諭旨をもって就地正法の正式発布とする。⁽³⁷⁾この諭旨は、張氏⁽³⁸⁾や谷井氏⁽³⁹⁾が言及する『文宗美録』記載の諭旨と同じものである。その諭旨は次の通り。⁽⁴⁰⁾前に四川や福建など省が「匪賊を捕縛する情形」を上奏して報告することと、陳金綬らが「派遣して解散した広

東の各勇が道々で騒擾を起こしている」ことを上奏してきたことを受け、先後して諭旨を下し、該督撫らに、真剣に捕縛して審理し、訊明後に就地正法にすること、並びに地方官と團練・紳民に対してこのような兇徒がいれば隨時捕縛するよう命令させ、格殺しても罪を問わないことを命じさせた。現在、逆匪を討伐する時であり、各地の土匪がその間に乘じて衆を集めて搶劫し騒擾を引き起させないようには保つことは困難である。もし厳しく処罰しなければ、どうやって世を安んぜようか。各省の督撫に命じる。それぞれ所属に命じて、隨時捜査を行い、実力をもって捕縛させよ。もし土匪が一味を糾合して群を成し、ほしいままに搶奪を行った場合は、地方官は捕縛して訊明した後に、直ちに就地正法を行い、以って戒めを明らかにせよ。並びに各属の團練と紳民に命令し、力を合わせて捕縛させ、格殺しても罪を問わないとせよ。

〔前掲四川・福建等省奏陳「緝匪情形」、並陳金綬等奏「遣散廣東各勇沿途騒擾」、先後降旨諭令、該督撫等認真
肇辦、於訊明後就地正法、並飭地方官及團練・紳民、如遇此等兇徒、隨時肇獲、格殺勿論。現當勸辦逆匪之時、
各處土匪、難保不乘間糾夥、搶劫滋擾。若不嚴行懲辦、何以安戢閭閻。著各直省督撫、一体飭屬、隨時查訪、實
力緝拿。如有土匪嘯聚成群、肆行搶劫、該地方官於捕獲訊明後、即行就地正法、以昭炯戒。並飭各属團練・紳民、
合力緝拿、格殺勿論。〕

冒頭で言及する諭旨はいずれも同年一月に下された。四川省に下した諭旨は、近年匪徒の処罰で就地正法にしたこと
に触れ、奸細や土匪の就地正法を命じたものであり〔川省近年、懲辦匪徒、歴有就地正法之案。：如有奸細窺探、土
匪滋擾、肇獲訊明後、即行就地正法⁽⁴¹⁾〕、福建省に下した諭旨は、匪徒の処罰で四川省に倣うよう命じたものである
〔四川懲辦匪徒、有就地正法之案。閩省山海錯處、奸匪易滋、即可仿照辦理⁽⁴²⁾〕。また陳金綬らに下した諭旨は、鄉勇の

騒擾で就地正法を命じ、團練と紳民も格殺勿論であると言及するものである〔所称沿途擾害、是否即係遣散広勇、著琦善・向栄・陳金綏等嚴行查拏、就地正法。：各屬團練紳民、如遇此等兇徒、並飭隨地拏獲、格殺勿論⁽⁴³⁾〕。従つてこの三月の諭旨は、直接には二月に下した個々の諭旨を全国各省で適用するよう命じたものであり、広くは、四川省に下した諭旨から推察できるように、太平天国勃発以降各地で事実的に行われた「先行正法」や恭請王命を、就地正法として包括的に追認して規定するものであった。

この諭旨で就地正法を規定する目的は、土匪の騒擾に対し「もし厳しく処罰しなければ、どうやって世を安んぜようか」と述べていることから考えて、速決による厳罰にあつたことが分かる。⁽⁴⁴⁾また團練や紳民の格殺勿論を地方官による就地正法と等値する形で言及しており、諭旨全体としても騒擾の鎮圧に主眼が置かれていた。従つてこの諭旨で定める就地正法は、解番の困難の緩和が目的であった道光末年のそれとは異なっており、その意味で両者の間には直接的な繼承関係が存在しないと考えられる。

ところでこの諭旨で定められた就地正法の適用要件は、「土匪が一味を糾合して群を成し、ほしいままに搶奪を行つた場合」とあるのみで、その内容は曖昧で具体性に欠ける。また「該地方官は捕縛して訊明した後に、直ちに就地正法を行」えという規定も、就地正法の判断について、地方官による訊問の重要性を示唆するにせよ、それ以上の内容、すなわち省内外の具体的な手続を定めるものではない。従つてこの諭旨は、現場の地方官に裁量を認めることを予め通達する程度の意味しか有していない。

それでは、嚴罰を主な目的とするも具体的な手続規定を欠く咸豐三年諭旨を背景として行われた当時の就地正法では、どのような実務が行われていたのか。以下、咸豐期における就地正法の実務の一例として湖南省の対応を紹介す

る。

2. 咸豐期の実務——湖南省の対応——

咸豐期の湖南省における就地正法の実務として、比較的有名でかつある程度組織化されたものに、審案局を設置した曾国藩の対応が挙げられる。

審案局は、咸豐二（一八五二）年十一月に服喪帰郷中の曾国藩が湖南省で巡撫と共に匪徒対策として團練を組織するよう命じられた際⁽⁴⁵⁾、その一環として匪徒を審理して処罰するため省都長沙に設置したもので、咸豐四（一八五四）年に曾国藩が東征した際に癩局と改められるまで存続した。⁽⁴⁶⁾

審案局の設置については、咸豐三（一八五三）年二月十二日の奏摺で言及する。⁽⁴⁷⁾ この奏摺では現在対処すべき匪徒を列挙した後、次のように述べる。

臣は現在、省城で街団を組織しており、この三種の游匪を最も真剣に捜査して捕縛する。形跡の疑うべく、かつて搶奪したり結盟したことがある者は、直ちに巡撫令旗を用いて、恭請王命として立ちどころに死刑にする。臣の寓館に審案局を設け、妥員二人を配置し、匪徒を捕えたら直ちに厳しく訊問する。たとえ通常の痞匪、すなわち奸胥・蠹役・訟師・光棍の類であっても、また一層厳しく懲罰し、成例に拘泥しない。

〔臣現在省城辦理街団、於此三種游匪、尤認真查拿。遇有形迹可疑、曾經搶掠結盟者、即用巡撫令旗、恭請王命、立行正法。臣寓館設審案局、派委妥員一人、拿獲匪徒、立予嚴訊。即尋常痞匪、如奸胥・蠹役・訟師・光棍之類、

亦加倍嚴懲、不復拘泥成例。」

記述内容の相互関係がやや不明瞭であるが、ここより「匪徒捕縛のために街団を組織」、「匪徒を審案局で審理」、「審理の際には成法に拘泥しない」、「死刑にする場合は巡撫の王命旗牌を用いて恭請王命にする」という四点が読みとれる。そしてこの処置は「嚴刑峻法により痛烈に誅殺を加えなければ、不逞の志を挫き、逆乱の萌えを消し去ることができない〔若非嚴刑峻法、痛加誅戮、必無以折其不逞之志、而銷其逆亂之萌〕」ことから選択されたもので、速決による厳罰を目的としていた。

四ヶ月後の六月十二日に、匪徒処罰の成果を奏摺で報告する⁽⁴⁸⁾。

臣は土匪を捜査せよという命令を奉じ、二月十二日に「臣の寓館に審案局を設け、妥員二人を配置する。匪徒を捕えて、訊明して供述が確定したら、直ちに巡撫令旗を用いて、立ちどころに死刑にする」と上奏し、聖鑑を蒙った。：臣が局を設けて以来、次々と訴えがもたらされた。あるいは兵役を派遣して捕縛し、あるいは紳士に命じて捕縛させ、あるいは宗族に命じて交出させ、あるいは被害者に命じて自ら捕縛させた。一たび連行されれば、訊明して直ちに死刑にした。合計すると、斬立決にした者は一〇四名、杖斃にした者は二名、獄中で死亡した者は三十一名である。

〔臣奉命捜査土匪、曾于二月十一日具奏「臣寓館設審案局、派委妥員二人。拿獲匪徒、訊明定供、即用巡撫令旗、立行正法」奏蒙聖鑑在案。：臣設局以來、控告紛糾。或簽派兵役緝拿、或札飭紳士踩捕、或着落戸族勒令跟交、或即令事主自行擒縛。一経到案、訊明立予正法。計斬決之犯堯百肆名、立斃杖下者弐名、監斃獄中者參拾壹名。〕審案局には直接案件がもたらされ、巡撫所有の王命旗牌で恭請王命が行われた。ただここで注意すべきは、上述の二

月の上奏からこの六月の上奏までに曾国藩あるいは督撫による死刑の事後報告の上奏が確認できず、事後報告はこの奏摺をもって充てられたと考えられることである。これは即ち、この間の一〇四名の恭請王命は単に死刑数のみが報告されたに過ぎず、従来の恭請王命や道光末年の就地正法、さらには皇帝が裁可する死刑一般で確認できる「律例による定擬」および「専案での上奏」という一要件を欠いていたことになる。

またこの奏摺ではさらに、

この外、各州県に匪党を捕縛するよう命じ、（州県から）供述文書がもたらされ、省へ移送する必要はなく就地正法にせよと批で命じたものは、この数に入れていない。

〔此外札飭各州県擒拏匪党、齊呈供摺、批令無庸解省、就地正法者、不在此數。〕

と指摘する。これは州県からの供述内容の報告に対して就地正法を批飭して州県に死刑を行わせるもので、審案局での恭請王命とは異なり、まさに就地正法としか呼びようのない方法であった。

実際曾国藩の批を見ると、例えば、

稟で事情は分かった。李興江の供述を観るに、今回の匪徒は三手に分かれているようだ。劉昌潰は既に捕縛したが、二尹はまだ捕縛されていないので、各県と会同して、領域を分かたず、隙間無く取り囲んで捕縛せよ。稟中で述べる緊要の情節は、劉昌潰と朱大連が狡猾な供述をして事實を白状していないので、厳しく拷問にかけよ。ただ謀逆の犯は長く死刑を遅らせるることは望ましくない。そこで該県に仰せつける。九犯の中、一、二名を監獄に留めて対質に備えさせ、劉昌潰や朱大連などの各要犯は直ちに死刑にし、犯行現場で梶首して戒めを示せ。

〔據稟已悉。觀李興江供、則此次匪徒共有三股。劉昌潰業已擒獲、二尹尚未獲案、當会同各縣、不分畛域、嚴密

兜捕。至稟中所称緊要情節、該犯劉昌潰・朱大連狡供、堅不吐实、自応厳切熬審。惟謀逆之犯、未便久稽顯戮。
仰該県、于九犯中酌留二二人監候備質、其劉昌潰・朱大連等各要犯、即行正法、梶首犯事地方、以示懲儆⁽⁴⁴⁾とあり、供述内容を報告する稟稟に死刑を批飭したことが確認できる。

しかも供述内容を報告する稟にのみ批飭しただけでなく、例えば「生け捕りにした各犯は、訊明後、一方で供述書を送り、他方で死刑にせよ（生擒各犯、訊明後、一面賣送供摺、一面正法）」とあるよう⁽⁵⁰⁾に、州県の審理前に死刑を批飭してしまう場合もあった。

それでは州県の就地正法の実務とはどのようなものであったか。咸豐二（一八五二）年に寧遠県知県であった劉如玉の事例を紹介しよう。

劉如玉が着任した咸豐二（一八五二）年当時、湖南省は太平天国の騒乱の最中にあつた。彼は着任直後、土匪対策で在地の紳士らの協力を得ることを上司に報告する一方⁽⁵¹⁾、紳士に対して、

教化を阻む輩がいれば、誠意をもって接し、委曲を尽くして教導せよ。：方一、好言を聞かず心から過ちを堅持する者がいれば、この種の匪類はもとより祖宗の容れる所ではなく鄉党の必ず除くべき者であるので、爾ら紳士は族隣や團総と共に方法を講じて密かに捕縛し、縛り上げて県に連行せよ。一たび訊明したら直ちに死刑にして戒めを明らかにする。もし該匪が拒捕したら、前示に遵い、格殺しても罪を問わない。

（遇有梗化之輩、自當推誠相与、委曲開導…。万一不聽好言、甘心怙惡、此種匪類、原為祖宗所不能容、亦為鄉党所必當去、爾紳士等應即會同族隣團総、設法密拏、捆送來縣。一經訊明立予正法、以昭炯戒。倘該匪敢於拒捕、即遵前示、仍准格殺勿論。）

という諭を示し、土匪関係の案件処理実務に紳士など在地有力者を組み込もうとした。⁽⁵²⁾

さて咸豐五（一八五五）年九月の稟では、その成果として、過去三年間で「匪賊一二四七名を死刑にした（殺匪一千二百四十七名）」ことを伝える。⁽⁵³⁾ この稟には「すべて確實に訊明して、供述を記録して詳文で報告している〔俱經確切証明、錄供詳報〕」とあり、ここよりこの死刑は解審を伴わない形態のもの、すなわち就地正法であり、それは少なくとも詳文で上司に報告されたことが分かる。ただその詳文が上司、具体的には督撫レベルから就地正法の批飭を得るためのものであったかという点に関しては否定的に考えるべきである。なぜなら同じ稟内で、

卑職が着任した当初、匪賊の悪いがあれば捕縛して死刑にした。初めは可哀想で忍びなかつたが、その後、零陵の胡知県の「我輩は殺人の事を行つてゐるが、殺人の心はない」という言葉を聞き、そこに本懐を推し量り、自らを慰めた。：訊問して確供を得る毎に、「今日この者を殺さなければ、必ず他日に数十人、数百人がその害を被ることになる」と念じた。

〔卑職莅任之初、即有匪患、捕獲正法。初亦惻然不忍、嗣聞零陵胡令之言「我輩有殺人之事、無殺人之心」、揆諸本懷、聊用自慰。：每当訊有確供、輒念「今日不殺此人、必致他日數十百人皆罹其害」。〕

と、逡巡しつつも死刑を決断していたことを吐露しているからである。死刑の判断で逡巡する以上、その判断は知県が行つていたことになろう。

そして事実、劉如玉には上申文の形式をとらない斬の判⁽⁵⁴⁾が存在する。ここに一例を紹介する。⁽⁵⁵⁾

もともと、不孝の人に忠心を求められない。差役の柏坤は、本年四月に母親の柏謝氏より屢々不孝を行つたことより稟送してきた。本県は厳しく杖責して直ちに斥革を擬したが、翻つて、該役を県で差に充てれば隨時訓

飭でき、拘束もできるため、あるいは過ちを改めて自新し、その母によく仕えようと思うかもしれないと考えた。ところが十月に賊匪が城を囲むと、頭に紅巾を巻き刀を持って行き来するのを至る所で見かけた。賊が潰滅した後、闖然と入城した。思うに、死を恐れず得意満面な様は他人には理解できないところである。民衆や総役が縛り上げて連行してきて、なお「賊に強制されて従っていたのであり、逃げ出そうにも逃げ出せなかつた」と狡称し、拷問を加えて始めて事実を白状した。なお記すに、咸豐二年に着任して点呼した際、各班の総役・散役は合計して千名以上いた。本県は「寧遠の土匪は差役の中にも少なくない」と早くから聞いていたため、屡々厳しく削減して僅かに三百数十名程度に留めた。しかしながらその中にこうした輩がいたとなれば、総役らにも咎が無いとは言えない。ああ、皂隸となっている者はもとより、心根を問い合わせ難いとはいえ、反乱に加わったらどうしてその首を保つことができようか。皆が「殺すべきだ」と言つております、どうして死刑を遅らせようか。以上のように判じる。

〔從來不孝之人、必不能有忠心。差役柏坤、本年四月、経伊母柏謝氏稟送、屢次忤触到案。本県從嚴杖責、即擬斥革不用、転念該役在県當差、尚可時加訓飭、有所約束、或當改過自新、善事其母。乃十月賊匪圍城、到處見其頭裹紅巾持刀來往。賊潰之後、仍復闖然入城。以為慙不畏死、耀武揚威之情狀、人尚莫之知也。經衆總役捆送前來、尚狡稱「被匪挾從、出於無奈」、加以刑訊、始拋吐實。猶記、咸豐二年到任点卯、各班總役・散役、計不下千余名。本縣早聞「寧遠土匪、即差役中亦不乏人」、屢次嚴加刪汰、僅留三百數十名不料。尚有小醜伏於其中、諸總役亦不能無咎也。嗚呼降在皂隸、本難問其心腸、投入綠林、安得保其首領。皆曰「可殺」、豈尚稽誅。此判。〕

これは賊軍に加わった差役を死刑とした判である。この案件は確かに死刑相当かもしけないが、知県は「反乱に加わつ

たらどうしてその首を保つことができようか」と常識的な判断で死刑を宣告するのみで、律例による定擬を行っていない。これは州県から順次審理を行い皇帝が裁可する死刑では見られないものである。

あるいは、別に存在する詳文内で擬律が行われ、督撫が死刑を判断したと考えることも可能ではある。しかし、明確な供述を得ていない者の死刑を命じ、また「一方で供述書を送り、他方で死刑にせよ」と命じる曾国藩の批、紳士が連行する匪賊について「一たび訊明したら直ちに死刑に」すると明言する劉如玉の論、彼の死刑に凌巡する姿、そして常識的判断で死刑を論じる判などから総合的に考えれば、州県の判断で就地正法にする実務がまず存在し、その判断材料となる供述を上司に報告したと見る方が順当であろう。そしてそのような報告の詳や稟が州県での死刑執行前に上呈されれば死刑の批飭となつたであろうし、供述すら取つていない段階では事前の批飭となつたのである。このように考えてみると、詳や稟の目的は、書面による覆審ではなく判断材料の上司への通知にあつたことになる。

そして詳や稟の目的をこのように考えたとき、先に紹介した曾国藩の六月の奏摺もまた同様の文脈で理解できる。すなわち、曾国藩が審案局で行った恭請王命の事後報告で「律例による定擬」と「専案で上奏」という二要件を欠いたことは、結局それが死刑執行の事実を通知することのみを目的としたからであろう。

以上より当時の就地正法は、律例などに依拠することなく現地の地方官の判断で死刑を執行するものであって、上司にはその事実を通知し、あるいは判断材料とした供述内容などを提示するも、判断までを上司に委ねるものではなかった。そしてそれは、一方で咸豐三年諭旨における手続規定の欠如がそのまま実務に反映されたものであり、他方で恐らく速決による厳罰の必要性から創出されたことに由来すると思われる。

三 同治・光緒期の就地正法

1. 光緒八年議准と各省の対応

咸豐期の就地正法は、刑部の立場からすれば「逆匪を討伐する時」の「一時權宜の計〔一時權宜之計〕」であり、治安が回復した後は撤廃されなければならないものであったが、各省督撫は同治期以降もその撤廃に反対した。就地正法の存廃を巡る論争は李氏の論考に詳しいが、その経過を簡単に述べると、同治八（一八六九）、十一（一八七三）、光緒五（一八七九）、七（一八八一）、八（一八八二）年に御史の上奏などを契機に刑部が審議を行い、時には督撫にも諮詢されたが、最終的に光緒八年議准により限定的に就地正法を認める形で決着した。^{〔56〕}

光緒八年議准とは、就地正法の全廃を提案する御史陳啓泰の上奏と、軍務のある省にのみ認めることを提案する御史謝謙享の上奏を受けて、刑部が、前年の御史胡隆洵の上奏に関して各省督撫らが覆奏した内容を踏まえて検討し、それを皇帝に上奏して裁可されたものである。^{〔57〕} 刑部は督撫らの撤廃反対の理由に一定の理解を示した上で、次のように提案した。

現在軍務がある廿肅省、かつて乱が始まった地方であり越南の土匪を討伐している広西省、それから各省の実際の土匪、馬賊、会匪、游勇、案情が重大、並びに実体が叛逆と同じである犯、これらについては暫時就地正法を認める。隨時上奏し、また供招を備録して部に咨文を送り査核させる。その他の通常の盜案は、現在既に解審あるいは題本で上奏しているものは、従来通り例に照らして解審するものとし、未だ奏明あるいは解審していない

ものは、統べて一年に限って一律に旧制に戻して処理させる。もし実際に省から遠く離れており、地方から長い距離を移送すると疎虞の恐れがある場合は、また秋審の事例に酌照して、犯罪者を該管の巡道に移送して訳明して詳文で報告させ、督撫が分別して題本あるいは奏摺で上奏せよ。就地正法章程を援用して先行して死刑にすることは認めない。

〔除甘肅省現有軍務、広西省為昔年肇乱之区、且勸辦越南土匪、以及各省美係土匪・馬賊・会匪・游勇、案情重大並形同叛逆之犯、均暫准就地正法、仍隨時具奏、備錄供招、咨部查核外、其余尋常盜案、現已解勘具題者、仍合照例解勘。未經奏明解勘者、統予限一年、一律規復旧制辦理。倘実係距省駕遠、地方長途恐有疎虞、亦可酌照秋審事例、將人犯解赴該管巡道訳明、詳由督撫分別題奏。不准援就地正法章程先行處決。〕

先の咸豐三年諭旨と今回の議准を比較すると、前者では、適用要件として「土匪が一味を糾合して群を成し、ほしいままに搶奪を行つた場合」とあるのみで、手続については具体的に規定されていなかった。しかし後者では、適用対象の盜案として軍務のある甘肅省と広西省、及び各省の「土匪」「馬賊」「会匪」「游勇」「案情が重大である案件の犯罪者」と「叛逆と実体が同じ案件の犯罪者」という六種類を挙げ、また手続についても「隨時上奏し、また供招を備録し部に咨して査核させる」と定める。従つて同じ就地正法の規定でも後者の方が格段に詳細な内容を有していた。

ところで刑部は各省の反対理由を「盜案なお多く、⁽⁶⁰⁾旧制に戻し難い「盜案尚多、礙難規復旧制」と総括したが、督撫はあくまで自省の個別事情から撤廃に反対していた。またこの議准では就地正法の省内手続に関する規定も欠如していた。そのためこの議准が通達された各省では、自省の個別事情に鑑みた時、規定内容が概括的ないし不十分であるとして、その内容を補足・変通するよう個別に奏請した。

例えは山西省では、光緒八年議准を「原議の語意は概括的であるため、さらに明晰に章程を定める必要がある〔原議語意渾括、不得不不再請明確定章〕」と評して、次のように提案した。⁽⁶⁾

今後山西省の盜案で、刀や銃を持つ場合、三人以上の集団の場合、二回強奪した場合、強奪の際に被害者を傷つけた場合、捕縛に抵抗して傷つけた場合、入城して強奪し贓物が比較的多い場合、賊を匿い偵察を行い贓物を分与されること二回の場合、これらの内一つでもあれば、当該州県より供述を記録して通稟し、巡撫が情形を査核して、該管の道・府が赴いて提訊するよう批飭し、供述や証拠が確実であれば、暫時就地正法にすることを認める。もし本管の道・府から比較的遠い場合は、省から道・府の大員を派遣して提訊させ、供述や証拠が確実であれば、また就地正法させる。均しく隨時皇帝に上奏し、刑部に咨文で報告する。

〔嗣後晉省盜案、如有執持刀械火槍者、衆至三人以上者、行劫二次者、行劫致傷事主者、拒捕傷人者、入城行劫贓數較多者、高綫分贓至二次者、有一於此、即由該州縣錄供通稟、撫臣查核情形、批飭該管道府前往提訊、供証確実、暫准就地正法。如距本管道府較遠者、由省派委道府大員前往提訊、供証確実、亦即就地正法。均即隨時奏咨。〕

この山西省の奏請は、光緒八年議准と比較すると、省内の手続および適用対象について補足され、全体として具体的な内容となっていることが分かる。⁽⁶²⁾

このように光緒八年議准を踏まえて自省限りで内容を補足・変通する奏請、あるいはその裁可は、他にも陝西・広東⁽⁶³⁾など直接あるいは間接的に確認ができる、それ以外でも光緒八年議准との関係は不明あるいは無関係ながら浙江・江蘇⁽⁶⁴⁾・河南⁽⁶⁵⁾・山東⁽⁶⁶⁾・新疆⁽⁶⁷⁾などでも奏請やその裁可が同様に確認できる。こうして見ると、光緒八年議准は就地正法の

存廢論争を決着するものとしてその適用範囲を限定するとともに手続を定めるものであったが、それが通達された督撫にとってそのままの形では準拠すべき規範と捉えられず、その議准を踏まえて督撫が中央との間で個別に具体的内容を伴う章程を定めようとする場合が多かつたことが分かる。

そして各省が個別に奏請して章程を定めるごとに着目したとき、そのような奏請や各省章程のすべてが光緒八年議准以降に表れたものではなかつた。

例えば光緒十一（一八八五）年の廣東省の奏請を見ると、同省における就地正法は、①同治二（一八六三）年に督撫が奏請し裁可される、②光緒八年議准を受けて督撫が変通を奏請し裁可される、③光緒十一（一八八五）年に再度奏請⁽⁷⁰⁾という経緯を辿っていることが確認できる。

同治二（一八六三）年の奏請では省内手続を次のように提案する。⁽⁷¹⁾

廣州府所属の各県と仏岡直隸同知が逆匪・盜犯を捕縛した場合は、従来通り省に移送して解審する。外府の各州県の省から比較的遠い所において、拝会して逆に従い官兵に敵対し、および度々強奪し、衆を集めて武器を持ち捕縛に抵抗して人を傷つけ、罪の斬立決裏示・斬立決とすべき各犯を捕縛した場合は、審理して事実を得た後、該管の府・州に稟で報告するとともに移送して覆審させる。もし道と府が同城ならば道・府が会審し、直隸州・府が處理に携わった場合は、巡道に移送して覆審する。すべて先行して供述を記録して稟で報告し、臣ら（＝両広総督・広東巡撫）が審査して明らかになつたら、就地正法を批飭する。なお供述を詳文の形式に整え、府・司より審査して転報し、分別して案に帰して上奏する。

〔除廣州府所属各県及仏岡直隸同知拏獲逆匪盜犯、仍行解省勘審外、其外府各州県、距省較遠之区、如有拏獲曾

經拝會從逆拒敵官兵、及迭次搶劫、夥衆持械拒捕傷人、罪應斬梟・斬決者、於審案後、稟解該管府州覆審。如道・府同城、即由道府會審、其直隸州府承辦者、解赴巡道覆審。俱先行錄供稟報、由臣等覈明、批飭就地正法。仍令備具招詳、由府司覈轉、分別歸案具奏。」

ここには多くの官庁の名称が表れ複雑な觀があるが、要は、廣州府と隣接の仏岡厅では從来通り解審し、それ以外では、案件がもたらされた官庁でまず審理して、そこを管轄する上級官庁に移送して覆審し、督撫は供述内容を報告する稟を審査して就地正法を批飭するというものである。

一方、光緒十一（一八八五）年の奏請では省内手続を次のように提案する。⁽¹²⁾

省から比較的遠い場合は、当該府・州・縣が審理して事實を得た後、道路の遠近を考えて、道と府が同城の場合は、移送して該管の巡道が府を督率して覆審する。同城でない場合、分別して移送し最も近い該管の道あるいは府・州が覆審する。犯罪者が多く道のりが遠い場合は、道・府・州が自ら所属に赴いて覆審する。均しく供述を記録して通稟し、督撫が情節は確かにすると審査して明らかにしたら、就地正法を批飭する。：廣州府屬および仏岡・赤溪の二直隸同知が捕縛した盜匪は、從來通り審理して事實を得た後、供述を記録して府に移送し、審明したら通稟し、（督撫が）按察使に批交し、按察使が宮務處の司道と会同して覆訊して明確にし、稟を送って審査・命令を待たしめて、就地正法にさせる。

（其距省較遠者、由該府州縣審實後、酌核道路遠近、如有道府同城者、解由該管巡道、督府覆審。不同城者、即分別解由最近之該管或道或府州覆審。如犯多路遠者、即有道府州親赴所屬覆審。均錄供通稟、督撫核明情節確實、批飭就地正法。：其廣州府屬及仏岡・赤溪二直隸同知所獲盜匪、仍於審案後、錄供解府、審明通稟、批交臬司、

会同営務処司道、覆訊明確、稟候核飭、就地正法。」

ここでは、広州府・仏岡庁・赤溪庁では州県から府を経て按察使まで解審し、按察使の稟報に督撫が就地正法を批飭すること、およびそれ以外の地方では案件がもたらされた官庁による審理と（場合によつては移送が伴わない場合もあるが）管轄の上級官庁による覆審を経て、督撫が供述内容を報告する稟を審査して就地正法を批飭することを規定する。

これら両奏請の省内手続を比較した時、まず異なるのは赤溪庁の存在である。しかし赤溪庁は同治七（一八六八）年に広州府新寧県から分離して設置されたものであり、⁽⁷³⁾両者が例外とする地域は実は完全に一致する。

またこの例外地域において、前者は従来通りの解審、後者は按察使まで解審した上の就地正法と異なった手続が規定されている。しかしこれは、光緒八年議准で特定対象に就地正法が規定されたことに由来すると考えられる。つまり省都附近で就地正法が強く求められていなかつたとしても、議准が定める適用対象は就地正法にしなければならないと厳格に解釈した上での対応であろう。従つてこの相違は光緒八年議准による適用対象の変更に伴うものと言える。

こうして見ると、同治二年奏請と光緒十一年奏請との間で就地正法の手続に関して大きな変更はなかつたことが分かる。これは、その間に光緒八年議准を挟みながらも、手続的には同治一（一八六三）年以来ほぼ一貫した形で就地正法が行われたことを示唆する。

そしてこのことは、光緒十（一八八四）年六月二十四日の事後報告の彙奏に明確に現れている。⁽⁷⁴⁾この彙奏ではまず、先任の署撫郭崇燾が先任の総督毛鴻賓と会同して「捕縛した逆匪・盜犯について、章程を酌擬して、變通して処

理する」ことを奏請した奏摺について、同治二年十一月二十三日に「擬する所に照らすよう命じる…」という諭旨を奉じた。諭旨を奉じた日より、三ヶ月毎に一回、死刑にした人数について清单を作成して陸続と彙奏してきた。

〔前署撫鄂崇燾会同前督臣毛鴻賓奏請「將拏獲逆匪盜犯、酌擬章程、變通辦理」一摺、于同治二年十一月二十三日、欽奉上諭「着照所擬…」等因、欽此。自欽奉諭旨之日、按三個月一次、將決過人犯數目、繕具清單、陸續彙奏。〕

と、同治二（一八六三）年の奏請が裁可されて以来、三ヶ月毎に事後報告の彙奏をしてきたことを述べる。そして、光緒八年議准の通達を受けてその変通を奏請した際、通常の盜案は光緒九（一八八三）年五月八日より旧制に戻すと言及した後（其尋常盜犯、自光緒九年五月初八日為始、規復旧制、俟准部覆再行処決）、次のように続く。

廣東省の審理する盜犯について、光緒九年四月二十二日の第八十次の彙奏期が満了した時から始まるものは、四月二十三日より始まり、五月八日の旧例に戻すことを奏明した日までとなる。ここに九年五月九日から、数えて八月八日に第八十一次の三個月の期間が満了した。：逆匪・盜犯を捕縛して、訊明して就地正法を行い、（その報告期の）第八十一次が満了したことについて、謹んで各犯の罪名清單を作成し、奏摺で上奏して開陳し、伏して皇太后と皇帝の聖鑒を乞う。

〔粵東審辦盜犯、自光緒九年四月二十二日第八十次彙奏期滿起、又自四月二十三日起、至五月初八日奏明規復旧例辦理止。茲自九年五月初九日起、計至八月初八日第八十一次三個月期滿。：所有拏獲逆匪・盜犯訊明就地正法、第八十一次期滿緣由、謹閱各犯罪名清單、恭摺具陳、伏乞皇太后・皇上聖鑒。〕

この箇所は原文が不明瞭であるが、前後の文脈から推察するに、四月二十二日に第八十次が満了し、本来ならば翌日から次の期間が始まるが、五月八日から通常の盜案を旧制に戻すことになったため、四月二十三日から五月八日までを移行期間とし、五月九日から第八十一次を始めたということではないかと考えられる。

この彙奏を見ると、同治二（一八六三）年の奏請が裁可された時から三ヶ月毎に彙奏したこと、また最初の三ヶ月から「第一次、第二次」など順次数えていたことが分かる。そして、光緒八年議准とその変通の奏請を経て、通常の盜案を光緒九（一八八三）年五月八日より旧制に戻すとしたことを踏まえ、第八十次が満了した翌日の四月二十三日から五月八日までを移行期間としたが、その段階から別の手続として始めるなどをせず、五月九日からの三ヶ月を第八十一次とした。

このように広東省の就地正法の彙奏は、適用対象の変化に伴う移行期間が存在したと考えられるにせよ、基本的には同治二（一八六三）年の広東省による個別奏請以来一貫した手続が行われたことが分かる。ここにおいて光緒八年議准は、単に就地正法の適用対象の変更をもたらす契機にしかなり得なかった。

さて光緒八年議准以前の個別奏請は、山西⁽⁷⁵⁾・直隸⁽⁷⁶⁾・浙江⁽⁷⁷⁾・福建⁽⁷⁸⁾・湖北⁽⁷⁹⁾・四川⁽⁸⁰⁾・山東⁽⁸¹⁾・吉林⁽⁸²⁾などで直接あるいは間接的に確認できる。このような各省の光緒八年議准以前における個別奏請の存在や広東省で確認できる手続的な一貫性、および各省での光緒八年議准を契機とした個別奏請などを踏まえてみると、当時の就地正法は、全国で普遍的に適用される規定ではなく、むしろ各省が中央の間で個別に定めた章程に遵照して行われたのが主流であったと言えよう。

それでは各省はいかなる目的で章程を定めたのか。例えば広東省の同治二年奏請では、広東で強盗が多発しているにもかかわらず報告が少なく、捕縛が報告されても後日監獄で病死したと報告されることが多いとした上で、その原

因として捕務の弛緩とともに、

かつ省都から遠く長距離を解審する際は、疎虞を恐れ、差役を多く派遣して護送彈圧させる必要があるが、その費用は計り知れない。そのため、捕縛した時に監斃の計を心に留めるのである。

（且或距省鷲遠、長途解訊、恐有疎虞、必須多派差役、護送彈圧、為費不資。故方其弋獲之時、即存一監斃之計。）と解審費用の不足を指摘する。そして「積弊を除く方法を求めるならば、先に変通の方法を示す必要がある〔欲求革除積弊之法、必先稍示變通之方〕」として、就地正法を提案した。⁽⁸³⁾ 捕務の弛緩は綱紀に觸ることで、それ自体は就地正法を採用したところで改善される問題ではないため、ここでの就地正法は費用の不足に由来する解審の困難を緩和することが目的と見てよいであろう。

ただ他省もすべて同様であったかというと必ずしもそうではない。例えば山西省の同治九（一八七〇）年の奏請には、

帰綏地方は省北の極辺の区である。昨年陝西・甘肅の回匪が辺界を脅かし、大兵で追勤したが、捕縛を逃れた殘党や游勇・降衆が本地の土匪と結びついて、馬に乗り武器を持ち、ほしいままに強奪をはたらく恐れがある。もし厳しく処罰しなければ隱患を無くすに足りない。

〔帰綏地方係省北極辺之区、上年陝・甘回匪擾及辺界、雖經大兵追勤、恐有漏網余孽及游勇降衆、勾結本地土匪、騎馬持械、倚強肆掠。若非從嚴懲辦、不足以弭隱患。〕

とある。⁽⁸⁴⁾ ここではむしろ厳罰が目的とされている。

それでは同時期の奏請に見られる目的の相違をどのように理解すべきか。

ここで着目すべきは光緒八年議准の規定である。光緒八年議准では就地正法の適用対象の盜案として「二省」と「六種類」を挙げる。このうち前者は、廣西と甘肅の二省は現在も軍務が存在することより対象を限定することなく就地正法を認めるものである。これは軍務に資するために騷乱の収束を意図するもので、速決による厳罰が目的と理解できる。

他方後者では、二省以外の六種類の対象について引き続き就地正法を認める。これは、対象以外の案件での旧制への回復、すなわち州県から順次解審することを規定するとともに、遠隔地の場合の解審先変更をも同時に規定していることからして、解審に関わる規定と理解し得る。すなわち從来の解審制度が案件処理に充分に対応できない道光期以来の状況の下、特定犯罪者の省への解審を免除するための就地正法と考えられる。

そして重要なことは、これら二系統の就地正法が基本的に騷乱收拾過程の時系列上に並び得るものと理解されたことである。なぜなら就地正法は「軍務の有る無しの省分に分別すべき〔仍應分別有無軍務省分〕」ものとされ⁽⁸⁵⁾、この見地から軍務のある二省と軍務が終息した他省とに分別して規定したからである。従つて光緒八年議准は、軍務がある省での騷乱の善後策としての厳罰を目的とする就地正法と、軍務が終息した各省での社会が一定程度安定化したことを前提とする解審の緩和を目的する就地正法とを一括して規定するものであった。

このような光緒八年議准における規定は、同時期の個別奏請における目的の相違がそのまま反映されたものと考えられる。咸豐期の就地正法には手続的な制限がほとんど存在しなかつたが、それは太平天国による騷乱を收拾するための權宜的処置であつたからこそ容認され得るものであった。そのため同治期以降、社会が安定するにつれて、咸豐期以来の手続的に無制限な就地正法をそのままの形で行うことが難しくなり、そこで各省は個別に中央と章程を定め

て正当化を図った。ただ当時、社会が全般的に安定していったとはいえ、各省各地域でその進度がまちまちであったことは言うまでもない。そのためその進度に応じて、道光期以来の解審の困難緩和が目的とされることもあれば、それ以前の段階である騒乱の善後策としての速決による厳罰が目的とされることもあった。

以上、同治・光緒期の就地正法を手続規定から考察した。当時の就地正法を考える上で光緒八年議准は象徴的な存在であるが、その効果は適用対象を変化させる契機となつたに過ぎなかつた。そして省内の手続規定が欠如していたことを踏まえれば、手続全般を画一的に規定する意図もあるいは希薄だったのではないかと考えられる。その意味で当時の就地正法は、各省が必要に応じて個別に定める章程や実務によって規定され、社会の安定化の進度に応じて解審の困難緩和や速決による厳罰が目的とされた。

2. 同治・光緒期の実務の諸相

同治・光緒期の就地正法ではどのような実務が行われたか。

まず中国第一歴史档案館所蔵の「刑部档案」より、この時期の就地正法の実務を考察する。刑部档案に含まれる就地正法に関する档案は、各省から皇帝へ宛てた奏摺の写しや刑部に宛てた咨文・冊などが中心となるが、管見の限り、大半は光緒年間のものすべて彙案の形式である。⁽⁸⁶⁾ここでは残存档案が多い広東省の一件記録を紹介する。

広東省は上述の光緒十一年奏請で、就地正法の事後報告について「省全体のこの項目で死刑にした盜匪について、
①三ヶ月毎に彙奏し、②案件毎に供述と看語を取り揃え、府が司に送り、詳文で（督撫に）送り、（督撫が刑部に）

咨文で送る「將通省此項正法盜匪、按三箇月彙奏一次、逐案補具供看、由府送司詳咨」と提案した。光緒二十一（一八九五）年三月十九日の日付⁽⁸⁸⁾を有するとされる廣東巡撫の刑部宛咨文は①の手続に関するものである。これには咨文と、その附件資料たる奏摺の写しと清单が一紙となつたものおよび案由罪名冊が含まれる。

まず咨文では、廣東省の就地正法の第一一二二次三ヶ月期が満了したため、奏摺で皇帝に上奏するとともに、その奏摺の写しと案由罪名冊を刑部に送ることが述べられる〔粵東省就地正法盜犯、第一百一十二次三個月期滿。：恭摺具奏。相應抄摺咨達。：計粘抄摺稿并清单共一紙、并送案由罪名冊一本。〕

次に奏摺の写しと清单が一紙となつたものである。奏摺は先に紹介した就地正法の彙奏を指し、第一一二三次の三ヶ月期が満了したので就地正法とした各犯の罪名清单を作成して上奏すると述べる〔今自光緒十九年四月初九日起、至七月初八日、復屆三個月。應歸第一百一十二次彙奏。：所有第一百一十二次正法盜犯、謹彙繕罪名清单、恭摺具奏。〕 清单は就地正法にした各犯の人名と定擬で用いた律例等に言及する〔審擬斬梶人犯十四名。：馮冠英（以下この人物に着目する）……以上十四犯、分照「強盜得財」暨「粵東內河行劫三次以上」各律例、及「夥犯執持洋鎗」新章、均問擬斬梶。〕。

上記咨文にはもう一つの附件資料として案由罪名冊がある。ここには、人名と事件概要を州県毎にまとめ、定擬で適用した律例等と就地正法にした日時が記載されている。馮冠英は銃を所持して強盗を行ったことにより、「強盜」律で斬立決に定擬し新章により斬立決梶示とされた上で就地正法となつた〔馮冠英 該犯供認於光緒十八年三月二十五日夜、在恩平縣屬、從劫事主馮造成家得財、內有夥犯執持洋鎗在場一次。……以上三犯内、吳亞望即譚亞望・馮冠英二犯、均照「強盜得財」律、問擬斬決。因有夥犯執持洋鎗、遵照新章、加擬梶示。〕。

光緒二十一（一八九五）年四月二十八日の日付を有する廣東巡撫の刑部宛咨文は②の手続に関するものである。これには咨文とその附件資料たる犯供冊が含まれ、それぞれが光緒十一年奏請の「看語」と「供述」に相当すると考えられる。

「看語」に相当する咨文の前半部分では、事件発生から犯罪者を就地正法にするまでの省内実務が確認できる。

「恩平県の馮造成家が、光緒十八年三月二十五日の夜に、強盜に入られ銀錢衣飾を強奪された」一案では、先に該県が報告を受け、當とともに実地検分して関係者を訊問し、詳文を送るとともに捕縛を命じた。その後、兵役が光緒十八年五月十七日に盜犯馮冠英一名を捕縛して連行してきた。訊問すると、本案について強盜を行ひ贓物を得たことを認めた。被害者を呼び出して聞いたところ異なることはなかった。供述を記録して通詳し、（他犯を）捕縛して審理せよといふ批を奉じた。その後該県は、逸案の馮亞萌等の捕縛を屢々命じているが捕縛できないので、現犯馮冠英を例に按じて定擬し、供述書を揃えて、稟で報告した。道・府が覆核せよとの批を奉じ、命令を受けた陽春県知県の董汝礪が県に赴いて、会同して覆審し明確にし、供述を記録して稟で報告した。督撫が審査して明らかにし、新章に遵照して就地正法とするよう批飭した。光緒十九年四月十九日、犯人を引き出して処刑し梶示した。

〔恩平県屬事主馮造成家、于光緒十八年三月二十五日夜、被盜行劫銀錢衣飾〕一案、先經該県拵報、會當勘訊詳緝。飭拵兵役于光緒十八年五月十七日拏獲盜犯馮冠英一名到案。訊認行劫本案得狀不諱。差伝事主、質訊無異。錄供通詳、奉批緝審。嗣該縣以逸犯馮亞萌等屢緝未獲、將現犯馮冠英按例擬議、備列供摺、稟奉批行道府覆核、札委陽春縣知縣董汝礪、赴縣会同覆審明確錄供、稟奉兩院核明、批飭遵照新章就地正法。于光緒十九年四月十九

曰、提犯処決稟示。」

まず事件発生から現犯馮冠英を先行して処理するまでに行われた手続は、通常の命盜案件と基本的に異ならなかつたことが分かる。

そして馮冠英を先行して処理するとしてからは、①県から定擬内容の稟（②からすると通稟であるう）を督撫へ送り、②督撫が道・府に覆核せよと批飭し、③（道・府から）命令を受けた隣県の陽春県知県が共に覆審して督撫に稟報し、④督撫が稟を審査して就地正法を批飭した、という手續が確認できる。光緒十一年奏請からすれば犯罪者を府に移送するか道台あるいは知府が県に赴いて覆審する必要があつたが、これを隣県の知県に命じることで済ましてい。る。しかしこれ以外は光緒十一年奏請の手続に則つた実務である。

省内実務が確認できる前半部分に対し、中盤以降は巡撫が同意した按察使の看語部分が大半を占め、事件の内容や律例などに遵照して斬立決稟示としたことに言及する〔馮冠英合依「強盜」⁽⁸⁹⁾行但得財者、不分首從皆斬」律、擬斬立決。内有夥犯執持洋鎗、遵照通行、加以稟示。〕

なお「供述」に相当する咨文に付された犯供冊は、馮冠英の供述を記録したものであるが、これは通常の案件で見られるものと特に大差はない。

以上、刑部档案から確認できる就地正法の実務は、省内手続において多少章程とは異なつた実務が行われていたものの、基本的には省内手続および事後報告の両方で奏定章程に則つた形で行われていた。そして少なくとも刑部には就地正法の適否を判断し得る程度の情報がもたらされていた。従つて当時の就地正法は、一定程度の慎重さが確保され得る形で大筋章程に則つた実務が行われていたと言えよう。

しかしその一方で、権宜的な就地正法も同時に確認できる。

例えば山海関地方の強奪事件（刑部覆奏は同治七「一八六八」年⁽⁹⁰⁾）で、捕縛した五名のうち「董王春一犯は馬に乗り武器を持ち強奪したことは事実であると供述したが、郭義林など四犯は拷問しても事実を供述しなかつた（董王春一犯、供認騎馬持械搶擄屬実、其郭義林等四犯、熬番堅不吐実）」。しかし山海関副都統は、

各州県は往々にして供述が無いことに拘泥し、多く難を恐れて因循する。監獄で死亡するのでなければ、曲折を経て釈放し、禍を残してしまう。盜賊が日に日に多くなるのはこのことに由る。このような状況でもし拘泥して姑息になれば、必ず皆が供述無きを得計とし、恃みとするところがあつて恐れなくなる。本来は擬して咨により部示を請うてから遵照して処理するのであるが、ただ直隸南部の捻軍が未だ平定されず、近海一体で塩匪が人を集めている時期であり、該犯らは既に衆が指摘して明確であり何ら疑義が無いので、拘泥して事を誤ることはしない。

〔各州県往往拘泥無供、率多畏難因循、非禁斃罔固、即輒転縱訏、養齷胎患。盜賊日多、未必不由於此。似此情形、若仍拘泥姑息、必皆以無供為得計、有所恃而不恐。本擬咨請部示、再行遵辦、第值畿南捻逆未平、近海一帯又有塩匪聚不、該犯等既經衆指確鑿、毫無疑義、不敢拘泥誤事。〕

として、「一時の権宜〔一時権宜〕」により郭義林など四名を章程に照らして就地正法にし〔將郭義林四名、照章正法⁽⁹¹⁾、今後どのように対応すべきか新たな章程を制定するよう奏請した。

これに対して刑部は、今後同様の処置を認めないと立場から新たな章程の制定には反対したもの、今回の処置については、

未だ自認の供述を取らずに遽かに死刑にしたことはもとより定例と合わない。ただ、すでに副都統は「直隸南部の捻軍が未だ平定されていないことによる、一時の權宜的な処置である」と述べているので、処分の必要はない。
〔惟並未取有自認供詞、遽行正法、本与定例不合。第既拠該副都統声称「係因畿南捻逆未平、一時權宜辦理」、
應毋庸議。〕

と容認する覆奏を行つてゐる。

また省以下でも同様の事例を確認することができる。例えば「淡新檔案」に見られる、彰化県知県が就地正法とした邱阿蘭など三名について中央へ彙報するよう台湾道に求めた稟に対す、光緒七（一八八一）年閏七月二十三日の台湾道の批には、

該県は匪犯の李芸など六名を先行して就地正法にしたが、本道は批斥を加えず、台湾鎮と共に分別して稟・咨した。台湾は海中の孤島であり、彰化県では盜賊が横行しているので、知県の処置は地方を整頓する意図において偶然一度行つたものと考えたからである。続いて邱阿蘭など三犯を捕縛したことを報告してきたが、訊問して確供を取るよう批飭したのだから、稟を送り核飭されることを待つて処刑すべきであった。ところが該県は奏定章程を具文とみなし、邱阿蘭など三名と別案で捕縛したことを報告する廖古党・許池の二名を先後して勝手に処刑した。殺人の権を何度も独り専らにするとは、実に背謬が極まっている。…台灣府に仰せつける。厳しく申斥し、今後は定章に遵照して処理するよう命じよ。もし違えるようならば、直ちに府が事実に基づいて彈劾し、庇つてはならない。

〔該県將匪犯李芸等六名先行就地処決、本道不加批斥、仍会同台灣鎮、為之分別稟咨者。原以台灣孤懸海外、彰

邑盜賊横行、該令此擧或意在整頓地方、偶一為之耳。迨統撫報獲邱阿蘭等三犯、即經批飭訊取確供、稟候核飭懲辦。不囁、該縣竟視奏定章程為具文、輒將該犯邱阿蘭等三名及另案報獲之賊犯廖古黨、許池二名先後擅自廁決。殺人之權、可以屢次獨專、寔屬背謬已極。：仰台灣府。嚴行申斥、並令於嗣後遵照定章辦理。如敢故違、即由府

拠寔揭參、勿得徇庇。」

とある。⁽⁹²⁾ これを見ると彰化県知県が奏定章程を無視して自らの判断で行った就地正法は、一回目は容認され、二回目も叱責を受けたに過ぎないことが判明する。⁽⁹⁴⁾

ところで上記二事例で注目すべきは、下僚が権宜的に就地正法を行い、それを上司⁽⁹⁵⁾が一定程度容認している点である。ここで就地正法は、「捻軍が未だ平定されていないことによる、一時の権宜的な処置」とあり、「地方を整頓する意図において偶然一度行つたもの」とあるように、(下僚が実行し上司が容認する構図になるものの)現状では定例や章程に遵照しない処置も必要であると上司および下僚の双方が判断した結果であった。つまりそれは、案件のみならずそれを取り巻く社会環境などを総合的に考慮した上で、適切な案件処理方法として権宜的に選択されたものであつた。

こうした権宜的な就地正法を前提としたとき、先に紹介した就地正法章程に遵照^{する}という実務も深い意味を持つと考えられる。すなわちそれは、権威ある章程が存在するため機械的に遵照するといった消極的な対応ではなく、むしろ章程に遵照することが案件を処理する上で適切であると考えて遵照するといった積極的な対応と理解できる。これを逆にして言えば、案件を処理する上で章程に遵照することが望ましくないと考えれば、それに遵照しないという選択をすることになろう。

無論、章程が持つ権威性は否定すべくも無く、実務において官僚が故無く違背すれば一定の制裁が科される可能性があつたことは上記事例からも明らかである。その意味で章程は、官僚にとって第一に考慮すべきものとして位置付けられていた。しかしそれは他の選択肢から質的に峻別されるものではなく、官僚は章程などに遵照した処置よりも権宜的な就地正法が適切であると判断すれば躊躇わずに実行に移した。従つてそこに存在するのは案件処理の適切性を巡る比較考量という當為であった。⁽⁹⁶⁾

そしてそのような當為は必ずしも官によって独占された訳ではない。時には紳士らが就地正法に關して地方官に働きかけをする場合もあつた。

その一つは、「紳民一同が死刑を請う〔紳民僉請正法〕」というものである。光緒十三（一八八七）年に福建省建陽県で、

五月九日、耆民の趙進元・徐栄光らが游勇王祥輝を稟送し、「民人鄒以冬に対して放票して金錢を脅取し、坐堂の名目で街中においてほしいままに振る舞つた。民衆は平ならざるを見て、一同で処罰を請う」と称した。その際見物者が多かつたが、言うことは同じであった。たまたま武官の劉見榮が公務で延平に向かう途中に建陽通り、この情形を目撃したが、王祥輝が先に威旗から革逐されて營を出ており善類でないことを知っていた。そこで劉見榮と相談し、祁徵祥が訊問して供述をとり、稟で処刑を請い人心を安んじるとした。

〔五月初九日、撫耆民趙進元・徐栄光等稟送游勇王祥輝一名、称「向民人鄒以冬放票索詐、有坐堂名目、當街逞強。衆見不平、僉懲辦」。其時觀者甚衆、人言亦一。適沐恩見榮、因公赴延、道出陽邑、目覩情形、並防知王祥輝前由威旗革逐出營、知非善類。當經沐恩見榮商會、卑職徵祥查訊供撫、稟請重辦以安人心。〕

という出来事があった。⁽⁹⁷⁾ この段階で知県の祁徵祥は総督に対し「就地正法を電請〔電請就地正法〕」したが、その後の審理で悖逆などの事実が確認できず、趙進元らが稟送したのは「王祥輝が鄒以冬と街中で言い争っており、その面貌が兇惡で言葉が気違ひじみているのを見て、形跡が怪しい〔王祥輝当鄒以冬當街爭鬧、見其面貌兇惡、言語狂妄、形跡可疑〕」と考えたからであることが判明した。⁽⁹⁸⁾ そのためこの知県は、金錢の脅取などを理由に王祥輝を杖枷に処することを改めて稟請した。

これに対する総督は、知県の対応を「眞面目である〔尚属認貞〕」と評価する一方、

今後、情勢が真に危急でない場合、匪犯を捕縛したら、審理して確実な供述や証拠をとり、分別して稟報し批示を待て。先行して死刑を電票してはならない。かつ讞獄は有司に責がある。「紳民一同が請う」ことを理由に軽すぎたり重すぎたりしてはならない。

〔此後非事機寔在危急、凡拏獲匪犯、均應查明切寔供拠、分別稟報候示。不准先行電稟正法。且讞獄責在有司、不得以「紳民僉請」為詞、崎輕畸重。〕

と省内各属に通達している。⁽⁹⁹⁾

もう一つは、逆に就地正法の執行を免じるように請うものである。例えば、光緒十四（一八八八）年四月一日、台
湾北路右營の兵丁吳瑞啓は公文書の輸送を命じられたが、老母が急病であると聞き、民人王傳を雇つて輸送を託した
ところ、王傳が中途でもめ事を起こして公文書を遺棄して逃亡^{する}という事件が起つた。吳瑞啓はその後公文書を
すべて回収したが、報告を受けた台灣巡撫は四月十二日に「營兵吳瑞啓は重要な公務を玩視し、勝手に人を雇つて替
わらせ公文を遺失するとは、でたらめなこと極まっている。直ちに死刑にするよう命じ、将来の戒めとし當規を厳肅

にする〔營兵吳瑞啓玩視要公、私自僱替、遺失公文、妄為已極。着即正法、以儆将来、而肅營規〕と死刑を批飭し、その札が四月十六日に（吳瑞啓が移送された）新竹県に至った。⁽¹³⁾

この知らせを受けると、一方で營兵が不服で騒ぎ出し、他方で紳士および父親の吳鄭清から就地正法を免じることを請う文書が県に提出された。⁽¹²⁾ それらは共に、吳瑞啓が民人に公文書輸送を委託して紛失したことを認めた上で、營の長官が一人の事務担当に任せて詳細な事情を踏まえずに稟で報告したため巡撫が就地正法を命じるに至ったのだとする。そして紳士の稟に「該兵は兩祧を承祀し、また親は老耄の年であり子は幼い。その上、孝が原因で死刑となれば、情には憐れむべきところがある〔第以該兵承祀兩祧、親年老耄、子屬冲幼。兼之因孝致殺、似覺情有可矜〕」とあり、父親の呈に「清は年齢が古稀に達するが、この子が生まれたのみで、養生させ死を見取るに他の者はいない〔清年届古稀、單生此子、養生送死、更無他人〕」とあるように、留養の観点から就地正法を免じるように求めた。⁽¹³⁾ これを受けて知県は、

ここに紳士らの聯名の僉稟を受けたが、そこには「營中の原詳で吳瑞啓の事情を叙入しなかったことは誤りである」とある。各營兵が日々に冤枉を訴えるのも怪しむに足りない。既に紳士らの稟を受けているので、卑職は実情に基づいて転詳し輿情に順わない説にはいかない。

〔茲拠該紳等聯名僉稟、内称「營中原詳、不將吳瑞啓下情叙入詳内、係屬錯誤」。無怪各營兵紛糾藉口冤枉。既拠該紳等具稟前來、卑職不得不拋情転詳、以順輿情。〕

として、十七日に上司に察核を請う詳文を上呈している。⁽¹⁴⁾

ただこうした県内の動向にもかかわらず、營兵が騒ぎ立てていることについて管轄の遊擊から面稟を受けた巡撫は、

同じ十七日に一軍を派遣して、到着後直ちに死刑にするよう新竹県に命令した。⁽¹⁰⁵⁾ そして十八日にその札を受け取った知県は、翌十九日の軍隊到着後に呉瑞啓を斬に処した。⁽¹⁰⁶⁾

ここに紹介した二事例は共に紳士らの要求が認められなかつた事例であるが、ここではむしろ知県を動かして稟や詳を上呈させた事実に着目したい。これと先に紹介した州県の権宜的な就地正法を組み合わせて考えれば、数ある就地正法の中には、州県における案件処理の適切性を模索する過程に紳士らが関与し、彼らの意向が反映された場合もあり得たのではなかろうか。⁽¹⁰⁷⁾ 「讞獄は有司に責がある」以上、最終的に何らかの判断を下すのは地方官に違いないが、「紳士らの稟を受けているので…輿情に順わない訳にはいかない」のもまた同じ地方官であった。

以上、同治・光緒期の就地正法を巡る幾つかの事例を紹介した。これらの事例から当時の実務を見ると、中央と省の間で取り決めた章程に相当程度遵照した就地正法が存在する一方、権宜的な就地正法も存在し、しかもその中には紳士ら在地有力者の意向が反映される場合もあり得たと考えられる。そしてこのような様々な様相を示していた当時の就地正法の実務は、官僚のみならず在地有力者までを含み込んだ形で行われた、案件処理の適切性を巡る比較考量という営為として理解し得るものであった。

おわりに

道光三十（一八五〇）年、咸豐帝の親政にあたり汪元方は捕務に関する上奏を行つた。⁽¹⁰⁸⁾ 彼は本稿で紹介した劉韻珂や林則徐の対応を「外省の督撫は皆、盜風が盛んで省への解審が困難であることを知り、方法を講じて変通し、以つ

て州県が緝捕に勤めるよう望んだことが見て取れる「可見外省督撫、皆知盜風之熾、解省之難、設法變通、以冀州縣勤於緝捕」と評した。そして彼らの対応を援用する形で、遠隔地の強盗案件での道への解審を、解審の困難などから当時幾つかの省で事実的に行われていたとする杖斃⁽¹⁰⁾と共に各省へ命じるよう奏請した。

この奏請がそのまま実行に移された形跡は無いが、少なくとも当時の状況を反映していると考えられる。すなわち道光末年までに従来の解審制度が十全に機能しなくなつたのみならず、それに対する事実的な対策が既に一定の空間的な広がりにおいて行われ、もはやそれを定例に反すると糾弾すれば済む状態ではなくなつていて、解審の困難緩和のため犯罪者を省都へ解審せず死刑にする方法として創出された道光末年の就地正法は、当時の司法制度が置かれていた状況を踏まえた制度的かつ現実的な対応であった。

ところが太平天国が勃発すると解審の問題以前に騒乱の收拾が急務となり、ここに速決による厳罰を目的とする咸豐期の就地正法が登場した。それは、その目的から推察できるように実務における手続的な規制がほとんど存在しなかつた。また紳士などの「格殺勿論」が併せて論じられたことから明らかのように、案件処理実務の全体を官で担うことことができず、紳士など在地有力者を組み込むことが必要となつた。

同治・光緒期の就地正法は、道光末年および咸豐期の二系統の就地正法を引き継ぐものであった。それは各省が個別に制定する章程の目的や光緒八年議准の規定から確認できるように、社会の安定化の進度に応じたものと理解された。そして当時の就地正法で省毎の章程が主流となつたことも結局はここに由来すると考えられる。

さて清末に行われた就地正法は、それを規定する章程が存在するにもかかわらず、往々にして実務において権宜的にも行われた点に特徴がある。こうした章程と権宜の並存状態は、一方で清末のいわゆる「内輕外重」、すなわち中

央の地方に対する統制力の低下という文脈で理解できよう。

しかし他方でそれは、案件処理の適切性を巡る比較考量という営為の表れでもあった。当時の就地正法は、解審の困難の緩和や速決による厳罰など時期によって目的が異なっていたが、どの時期も案件を取り巻く社会環境などを考慮して適切な処理を希求した結果として選択された点に共通性があった。そのような適切性は、章程の制定段階のみならず、制定された章程に遵照する段階でも比較考量という形で追求され、それが章程と権宜の並存状態を現出した。そして特に権宜の部分に着目すれば、咸豐期以降、案件処理を巡る適切性の追求が紳士など在地有力者まで含み込んだ形で行われており、ここに官のみでは公共の業務を担えなくなつた清末という時期の特徴が表れている。

1　清代の司法制度の概要については、滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判」（滋賀秀三『清代中国の法と裁判』創文社、一九八四年）を参照。

2　例えば「福建台灣道楊廷権奏為審明淡水匪兇連殺四命焚屋燒屍支解滅跡先將首兇要犯分別就地正法摺」（『宮中檔乾隆朝奏摺』[国立故宮博物院、一九八二～一九八八年]五十八輯六十四頁、乾隆四十八年十一月三日）。

3　『清史稿』卷一四三。

4　以下に紹介する専論および言及のある研究のうち、前者は李貴連「晚清“就地正法”考」（『中外法律史新探』陝西人民出版社、一九九四年。後に李貴連『沈家本伝』〔法律出版社、二〇〇〇年〕に節録）および邱遠猷「太平天国与晚清“就地正法”之制」（『近代史研究』一九九八年二期。若干の語彙の変動があるものの邱遠猷「晚清“就地正法”之制”研究」〔法律史論集〕第一卷、法律出版社、一九九八年」として再録）であり、後者は註1所掲滋賀氏論文の他、谷井俊一「清律」（『中国法制史－基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年）および張偉仁『清代法制研究』（中央研究院歴史語言研究所、一九八三年）で

ある。

5 『嘉慶道光兩朝上諭档』（広西師範大学出版社、一〇〇〇年）道光二十八年九月十一日（五十三冊九八六）。

6 「解審」とは、事案の覆審のために犯罪者の身柄を上級官庁に送致することをいう（註1所掲滋賀氏論文一十六頁）。

7 『林則徐集・奏稿』（中華書局、一九六五年〔一九八五年重印。引用は後者に拠る〕）下、五四〇「嗣後迤西緝獲要犯請准審明就地正法片」（道光二十八年六月十三日）。

8 恭請王命については拙稿「恭請王命考——清代死刑裁判における「權宜」と「定例」——」（『法制史研究』五十三号に掲載予定）を参照。

9 『林則徐集・奏稿』下、五五八「池項才保等疊搶拒捕案審明定擬摺」（道光二十八年十一月二十一日）。

10 『林則徐集・奏稿』下、五五五「統獲迤西漢回各犯審辦摺」（道光二十八年十月二十四日）。

11 李星沅の事例とは、按察使を責任者として現地へ派遣し、道台などが審査したものを按察使が覆審し、総督が按察使の詳文を審査して提督や總兵に恭請王命を行わせたものである（『李文恭公奏議』卷十四、「審結雲州回匪全案摺子」〔道光二十七年三月二十二日〕）。

12 註9所掲史料。

13 「通稟」や「通詳」については註1所掲滋賀氏論文二十九～三十頁を参照。

14 解審の順序については註1所掲滋賀氏論文二十三～二十四頁を参照。

15 監候を立決同様に処理する実務上の方法。

16 拙稿「詳結——清代中期における輕度命盜案件処理」（『法学』六十三卷四号、一九九九年）。

17 註1所掲滋賀氏論文二十六頁。那思陸『清代州縣衙門審判制度』（文史哲出版社、一九八一年）一七六頁。

18 『大清律例按語』卷六十八、刑律斷獄「婦人犯罪」律。

19 『上諭条例』四十冊、「擬徒收贖婦女免解府省」。

20 『大清律例按語』卷八十八、刑律斷獄「有司決囚等第」律、卷九十四、刑律斷獄「有司決囚等第」律。

21 孫玉庭『延釐堂集』奏疏卷中。なお孫玉庭は遠隔地の秋審人犯の移送免除も共に奏請しており、この秋審人犯に関しては乾隆四十一年の雲南按察使の奏請およびそれを契機とする条例まで溯ることができる（高遠拓児「清代地方秋審の手続と人犯管理——乾隆年代における提犯・巡歷・留禁の問題をめぐって——」『史學雜誌』一一〇編六号、一〇〇一年）。そのため道光六年の条例はそれ以前の秋審人犯に関する条例から派生する形で制定された。

22 『大清律例按語』卷九十九、刑律斷獄「有司決囚等第」律。

23 『耐菴奏議存稿』卷一、「竊盜繁多請變通解審摺」（道光七年七月七日）。

24 註21所掲史料。

25 註21所掲史料。

26 解審費用は州県官が何らかの形で支出する場合もあれば、差役に負担させる場合もあった。後者の場合、往々にしてそれが事件関係者に転嫁された（註1所掲滋賀氏論文四十四頁註七十六）。

27 『統增刑案匯覽』卷十六、「罪應擬流之窃盜、俱免其解省」（道光十三年奏准通行。已纂例）。

28 実の祖父母・父母より呈送された子・孫が発遣とされた場合の解審の一律免除を定めた道光三年の「有司決囚等第」律の条例（『大清律例按語』卷九十四、刑律斷獄「有司決囚等第」律）の制定にあたって、刑部が「至呈送發遣、其平日必係桀鷙難馴、一經呈送到官、不必再行審訊」と述べたことも（『刑案匯覽』卷五十九、「呈送發遣之案分別免其解勘」）、從來の解審制度では対応しきれない状況において不要の解審を省くという文脈で理解しうる。

29 『刑案匯覽統編』卷三十二「命盜案犯處照定例解勘」（道光二十四年說帖）。

30 『刑案匯覽統編』卷三十二「洋盜案件仍令照例招解」（道光二十四年奏准）。

- 31 東京大学東洋文化研究所所蔵『説帖』（道光十九年～二十八年）十九冊、福建司「泉屬洋盜勘辦章程」（道光二十七年上）。これは前後二部に分かれ、前半部分は『刑案匯覽統編』卷三十二に「盜案仍應招解毋庸委司詣審」（道光二十七年議奏）として収録されている。
- 32 同前。
- 33 『刑案匯覽統編』卷三十二「巡西大夥巨匪解由道府親勘」（道光二十八年説帖）。引用史料の「ママ」字は、順に「靖」「准」「核（あるいは覈）」の誤りと考えられる。訳文は訂正文字に拠る（以下同じ）。
- 34 例えば『吳文節公遺集』卷三十五、「審擬滄甸滋事匪徒摺」（咸豐三年三月二十日）。
- 35 註⁴所掲邱氏論文三十四～三十八頁。
- 36 同前。
- 37 註⁴所掲李氏論文三～四頁。
- 38 註⁴所掲張氏著書、冊一、三三三〇頁。
- 39 註⁴所掲谷井氏論文六〇一頁。
- 40 『文宗実錄』卷八十八、咸豐三年三月丁巳。
- 41 『文宗実錄』卷八十六、咸豐三年一月丁酉。
- 42 『文宗実錄』卷八十六、咸豐三年一月己亥。
- 43 『文宗実錄』卷八十五、咸豐三年一月乙未。
- 44 監候と立決の差に表れているように、当時死刑を科す手続に要する時間の格差が刑罰の軽重として理解されていた。恭請王命でも同様の觀点が確認できる。
- 45 「咸豐二年十一月二十九日、奉上諭『前任丁憂侍郎曾國藩、籍隸湘鄉、聞其在籍、其於湖南地方人情自必熟悉。著該撫臣旨、

令其帮同辦理本省团練鄉民・搜查土匪諸事務。伊必尽力、不負委任」等因。」（「敬陳團練查匪大概規模摺」「曾國藩全集」〈岳麓書社、一九八七年〉奏稿一、〇〇一五、咸豐二年十一月二十二日）。

朱東安『曾國藩幕府研究』（四川人民出版社、一九九四年）五五〇六二頁。

『曾國藩全集』奏稿一、〇〇一七「嚴辦土匪以靖地方摺」（咸豐三年二月十一日）。

『曾國藩全集』奏稿一、〇〇一三「拿匪正法并現在幫辦防堵摺」（咸豐三年六月十一日）。

『曾國藩全集』批牘「岳麓書社、一九九四年」、〇〇五〇「批奏陽豐寶先後拿獲土匪查訊供報由」（咸豐三年春夏季）。

『曾國藩全集』批牘、〇〇八七「批桂陽縣稟探報桂東克復池城、大股賊匪逃往鵝形墟 并該俱會同營員督率兵勇剿洗股匪殆尽、生擒三十三名大獲全勝由」（咸豐三年秋冬季）。

『自治官書偶存』卷一、「初任甯遠通稟地方情形」（咸豐二年四月）。

『自治官書偶存』卷一、「諭紳士協擊土匪」（咸豐二年）。

『自治官書偶存』卷二、「諭紳士協擊土匪」（咸豐五年九月）。

判とは、地方官が当事者を呼び出して法廷を開いた締め括りとして何らかの裁きを与える意味をもつて書き記したもの指す（森田成満「清代の判語」〔註4所掲『中国法制史——基本資料の研究』〕）。

『自治官書偶存』卷三、「判斬從匪差役柏坤」（咸豐四年）。

註40所掲史料。

『通行章程』卷三、「酌擬就地正法章程予限一年規復解勘旧制」（光緒八年）。

註4所掲李氏論文一三〇—一四頁。ただし氏は光緒五年を見落としている。正確には光緒二十四年にも議論があるが、これは事实上光緒八年議准の繰り返しである。

註57所掲史料。

光緒八年議准にも各省の個別事情が節録されている。

『張文襄公全集』卷六、『通行保甲法并請定就地正法章程摺』（光緒八年十一月十六日）。

62
ただ光緒
〔晋政輯要〕卷三十四、刑政
「盜案新章」によると（この史料は註4所掲合井氏論文で言及）、この奏請に対し刑

部は「請將糾夥持械搶劫、兇暴衆著者、暫準酌量情形、比照土匪・馬賊・游勇一律就地正法、係為因時制宜、綏靖地方起見、

反致窒穢難行、所謂詳定章程、應毋庸議」と章程を定めることには反対し、山西では個別章程の制定が見送られた。

63
葛士濬『皇朝經世文統編』卷八十四、辺寶泉「酌擬搶劫重案就地正法各條疏」（光緒十年）。

『張文襄公全集』卷十三、「請定盜案就地正法章程摺」（光緒十一年十一月一日）。

65
「窃照咸豐三年間、敘奉上諭『如有土匪嘯聚成群肆行搶劫地方、於捕獲訊明後、即行就地正法、以昭炯戒』等因、欽此。嗣

一、癸酉同豐三年間、綏奉上諭「如有土匪嘯聚成群毆行搶劫地方、於捕獲証明後、即行就地正法、以照炮刑」等因、欽此。補
部答「拏獲盜犯、應令規復旧制」。經前撫臣楊昌濬、劉秉璋《請將例載六項兇盜及土匪、游勇、槍匪、梟匪、暨拒捕殺人重案、
訊行照章就地正法。其余尋常盜案、一律審擬解勘》。奏奉諭旨遵行。並於每屆年終、歷將正法各案、開單奏報在案。」（刑部档
案）一〇八九一「浙撫奏各屬情重盜犯、会匪、批飭就地正法事」二号閣抄、光緒二十九年二月二十日）。楊昌濬は同治九～光緒
三年の浙江巡撫。劉秉璋は光緒八～十二年の浙江巡撫。後者の奏請は光緒八年議准の変通を求めたものである可能性が高い。

「窃准刑部咨」「嗣後江蘇省盜案、如有執持刀械火槍行劫、或聚衆五人以上及強劫至二三次、或拒捕傷人並入城行劫、或連劫

數家及「括強劫首從各犯、或強盜窩主造意分贓、並聚衆搶奪良家婦女已成為首及輪姦殺人、罪干斬梟、斬決各犯、於獲案訊明後、解歸該管道府、復訊明確、或派員會審、實似兇暴衆著、贓証確鑿、均准先行批飭就地正法」等因。業經遵照辦理……」（刑部檔案「八一二二「光緒二十三年春季至二十九年冬季重盜犯姜養淋等訊明正法呈稿」閣抄、光緒三十一年九月二十六日）。これは變通の奏請に対する部咨と思われる。

「竊照前撫臣鹿伝霖、因子省盜風未熄、請將搶劫重犯及土匪、游勇、馬賊、仍照部章解歸。該管道府提訊明確、由司核詳批

飭就地正法、隨時彙奏。奉旨允准、欽遵辦理。」（「刑部档案」一四三七〇「予各省各州縣照章懲辦盜犯年例彙奏事」一号閣抄、光緒十五年九月十二日。■は判読不能文字）。鹿伝霖は光緒九（十）年の河南巡撫。従ってこの奏請も光緒八年議准の変通を求めるものである可能性が高い。

68 「東省審辦情重盜犯、溯自咸豐・同治年間以來歷經前撫臣因地制宜、奏准就地懲辦。嗣於光緒二十四年九月間、欽奉懿旨『嗣後土匪・馬賊・會匪・游勇情節稍重者、仍暫准就地正法。其余盜案一律歸復旧制』等因、欽此。當經転行遵照。旋因曹州・洛甯兩屬伏莽尚多、兗州・沂州・東昌三府盜風並熾、復經前撫臣暨臣先後奏請『將罪必斬決盜犯、由州縣訊明通稟、撫臣察核情節、批飭該管道府、提審錄供、稟請就地正法。仍按季彙奏』。均已欽奉硃批『著照所請、刑部知道』欽此欽遵、各在案。」（「刑部档案」一五八〇〇「拏獲盜犯就地正法片奏稿」片奏、光緒二十六年十二月二十五日）。これは註58所掲の光緒二十四年の議論を踏まえたものである。

69 葛士濬『皇朝經世文統編』卷八十四、劉錦棠「人命重案礙難遽復旧制疏」（光緒十二年）。これは光緒『大清會典事例』卷八五〇、「有司決囚等第」律、歷年事例にある光緒十二年奏准を踏まえた奏請である。

70 註64所掲史料。

71 『郭侍郎奏疏』卷一、「請變通辦理盜案片（会總督銜）」。

72 註64所掲史料。

73 「赤溪直隸府。同治七年、析新寧縣赤溪・曹冲等地置。」（『清史稿』卷七十一）。

74 「刑部档案」一〇四七七「光緒十、一十五等各年廣撫循例季報就地正法盜犯清單案由並補具供招案卷（一～九）」に含まれる「之」、1号摺稿（光緒十年六月二十四日）。これは咨文に附された奏摺の写しである。

75 註62所掲史料。

76 同前。

77 註65所掲史料。

78 『卞制軍奏議』卷三、「奏閩省勇匪充斥請仍遵前奉諭旨從嚴懲辦摺」。

79 「同治二年、前撫臣嚴樹森奏請、將襄・鄭・宜・施四府所屬搶劫殺人等犯、罪干斬梟斬決者、即由道督審確實、立予就地正法、欽奉諭旨允准在案。」（清代秘密結社檔案輯印）〔中国言実出版社、一九九九年〕三四六八頁、李鴻章「嚴查哥老會衆滋事者」（同治八年六月二十日、錄副奏摺）。

80 「又前拋四川總督黃宗漢奏定章程『川省向多圖匪盜劫之案、甲于他省。由該州縣訊係真正首夥、距省窵遠者、解交該管道府廳州、訊明就地正法。距省稍近者、即解省親提審實後、恭請王命、即行正法』等因、在案。」『刑部通行条例』卷三、「陝西省強劫案犯罪名」）。黃宗漢は咸豐四～六年の四川總督。

81 註68所掲史料参照。

82 「又同治四年、前署吉林將軍卑保、因閔外馬賊滋事、奏請『遇有擣獲、一經審明、即行就地正法。所有供招、免其咨部、歸於彙奏辦理』等因、亦經奉旨『依議』欽此。」（嵩厚奏明辦理盜賊年終彙奏摺）〔宮中檔光緒朝奏摺〕（國立故宮博物院、一九七三～一九七五年）一輯四〇〇頁、光緒二年十二月十日）。

83 註71所掲史料。

84 註62所掲史料。

85 註57所掲史料が引用する御史謝謙享の上奏。

86 著者が確認した档案は、註74所掲の廣東以外、江蘇「七五〇五、註66所掲档案」、安徽「九六四九」、福建「一〇三七」、浙江「註65所掲档案」、湖北「一一四三七」、河南「註67所掲档案」、山東「一五七四三」、山西「一七四九四」、陝西「一八四七三」、廣西「一〇九七八」、雲南「一二三八〇」、貴州「一一七四〇」の各省（〔 〕内は档案整理番号）。

87 以下の広東省の就地正法に関する档案はすべて註74所掲档案に含まれる。

88 この日付は、咨文内の「光緒二十一年三月十九日に上奏した」という記述より档案整理者が与えたもので、咨文 자체は日付を欠いている。

89 恩平県は広肇羅道肇慶府属の県であり、広肇羅道は肇慶府に駐在しているため。

90 『刑案匯覽統編』卷三十二、「盜犯並無供詞不得即行正法」（同治七年議奏）。引用史料の「ママ」字は「衆」の誤りと考えられる。

91 刑部覆奏の箇所に「查近年辦理馬賊並土匪滋事、欽遵諭旨就地正法之案、係屬暫時變通章程。：若將無供之犯、遽照變通章程、權宜辦理：」とあり、ここより山海關副都統の「照章正法」が章程に遵照した就地正法であると判明する。

92 「淡新檔案」三一八〇四一一二（光緒七年八月二十七日）。この批は札の形で各属に通達された。

93 ここでの奏定章程は、光緒五年の「所有拿獲夥衆持械強劫盜犯、以及地方土匪、如寔係距省窯遠、遞解堪虞、就近解歸該管道府覆審明確、稟候督撫憲批飭就地正法、按季彙案奏咨」を指す（前註所掲檔案）。

94 就地正法の事後報告関係の檔案を見ても、李芸など六名（「淡新檔案」三一八〇四一一七）や邱阿蘭など五名（「淡新檔案」三一八〇四一五）は他の就地正法犯と何ら区別されることなく報告されている。

95 正確には刑部は上司に当たらないが、ここでは現場の実務を検討する者として上司に準じて理解する。

96 案件処理の適切性を巡る嘗てが恭請王命でも確認できることについて、註⁸所掲拙稿を参照。

97 「淡新檔案」三一三〇七一一。

98 「淡新檔案」三一三〇七一一。

99 註97所掲史料。

100 註98所掲史料。

102 営兵に関しては「淡新檔案」一一三三三一一〇、紳士の稟は「淡新檔案」一一三三三一八、父親の呈は「淡新檔案」一一三一九。

103 留養に関しては中村正人「清律『犯罪存留養親』条考（一）（二・完）」『金沢法学』四十一卷一号、一〇〇〇〇年、四十二卷二号、一〇〇一年）を参照。

104 「淡新檔案」一一三三三一一〇。

105 「淡新檔案」一一三三三一一三。

106 「淡新檔案」一一三三三一一四。

107 前註所掲檔案および「淡新檔案」一一三三三一一一。

108 咸豐期の劉如玉の事例からもこうした方向性を読み取ることが可能である。

109 盛康『皇朝經世文統編』卷八十、汪元方「請整頓捕務因時制宜疏」（道光三十年）。

110 杖斃に関しては拙稿「杖斃考——清代中期死刑案件処理の一考察——」『中国——社会と文化』十七号、一〇〇一年）を参考。

照。